

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和7年度第1回河内長野市地域福祉推進協議会
2 開催日時	令和7年10月3日(金) 14時～16時
3 開催場所	市役所5階 501会議室
4 会議の概要	① 第4次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画 令和6年度の実施状況及び評価について ② 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策 定(素案)について
5 公開・非公開の別	公開(途中入場は不可)
6 傍聴人数	1人
7 問い合わせ先	まちインクルーシブ部 地域福祉高齢課 (内線 704)
8 その他	

令和7年度 第1回河内長野市地域福祉推進協議会 会議録(要旨)

■日時・出席者等

日 時：令和7年10月3日(金)14:00～16:00

場 所：河内長野市役所5階 501会議室

出席者：委員(敬称略) 船本 淑恵(大阪大谷大学教授)
本田 和隆(大阪千代田短期大学准教授)
玉崎 和実(河内長野市社会福祉協議会)
吉田 妙子(河内長野市民生委員児童委員協議会)
池田 敏彦(河内長野市地区(校区)福祉委員会委員長連絡会)
御前 敏一(河内長野市身体障害者福祉会)
山田 昭儀(河内長野市老人クラブ連合会)
高井 博之(河内長野市医師会)
西端 恵子(河内長野市人権協会)
沢田 浩一(河内長野・大阪狭山地区保護司会河内長野支部長)
事務局 緒方 博(河内長野市こどもの未来とウェルビーイング推進局長)
阪本 英之(河内長野市まちインクルーシ部長)
二井 康仁(河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課長)
浦田 尚代(河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課長補佐)
寺田 悟(河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課グループ長)
奥村 美彩子(河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課副主査)
土橋 崇之(河内長野市社会福祉協議会地域福祉課長)
井口 裕美(河内長野市社会福祉協議会相談支援課長)
安井 夕稀(河内長野市社会福祉協議会地域福祉推進係長)
石部 瑞希(河内長野市社会福祉協議会相談支援係長)
欠席者：委員(敬称略) 松端 克文(武庫川女子大学教授)
安本 悦章(河内長野市青少年健全育成協議会)
山本 淑子(河内長野市地域女性団体協議会)
大西 豊美(河内長野市社会福祉施設連絡会)

傍聴者：1名

■会議録(要旨)

開 会 (司会：地域福祉高齢課長)

- ・出席数確認(10名)→過半数で会議成立
- ・緒方局長あいさつ
- ・委員紹介、事務局紹介
- ・松端会長欠席のため、船本副会長が議事進行を代理

案件 1. 第 4 次地域福祉計画・第 3 次地域福祉活動計画
令和 6 年度の取り組み状況及び評価について

<資料 1 参照>

副会長	案件 1 について事務局より説明を。
事務局	案件 1 について資料 1 に基づき説明。
副会長	それでは、評価についてご質問、ご意見をいただきたい。
委員	評価についてはほとんど「B」となっており、全体として「おおむね順調に進んでいる」ということだが、どのような基準で B としているのか。A 評価との違いは。
事務局	多機関協働事業の実施や地域ワークショップの開催、重層的支援体制整備事業の本格実施など、一定目標達成に向けて順調に進んでいる取組がある一方で、各参考指標については達成できていない部分もあるため、事務局としては A 評価をつけられるほどの実績ではないと考えている。そのため、施策の方向性Ⅰ～Ⅲについては B 評価としている。
委員	施策の方向性Ⅳ「安全安心な暮らしを守る環境づくり」について、前年度の B 評価から C 評価に下がっている理由は。何かができなかったから評価が下がったのか。
事務局	C 評価は「遅れている」ではなく、「一部成果が表れつつある」という評価内容になる。 令和 6 年度に関しては個別避難計画策定に向けた取り組みの進捗がなかなか見られなかったという点から、前年度から評価を 1 つ下げている。 個別避難計画の策定については、地域福祉の部局だけではなく各福祉分野や危機管理部局との連携が必要であり、今後さらに連携が進むよう、取り組んでいきたいと考えている。
委員	近年、災害が多発している状況なので、個別避難計画の早急な策定が望まれる。各部局で連携していただいて、早めの策定をお願いしたい。
委員	避難行動要支援者名簿の更新について、亡くなった方の後追いや新規の方に文書を送る基準はどうなっているのか。
委員	新規に対象となる年齢の方に加えて、初めて介護認定を受けられた方については全員に案内し、文書を発送して、返信があった方を登録していると認識している。 亡くなった方については、申出があれば反映されるが、いずれにしても更新が年 1 回なので、反映が 1 年遅れになってしまうことがあるため、制度の見直しについて、担当課へ要望している。
事務局	地域福祉高齢課でも別の会議でご意見をいただいているところであり、亡くなった方の後追いや名簿の更新について、一定の問題点は担当課に伝えた上で協議を進めている。
委員	団体向けスマホ講座について。 現在、地域の繋がり希薄化が進んでおり、地域でデジタルを推進することが、重要であり有効な策と考えている。

	市では財政が厳しい中予算を計上して、スマホ講座を4年間開催していることに感謝している。地域力がアップすれば、市全体の活性化にも繋がるため、今後もスマホ講座の開催をお願いしたい。
委員	<p>施策の方向性Ⅳについては、個別避難計画の策定が進んでいないことが、C評価の理由と思われるが、他の方向性については、前年度の実績から下がっている数値があるにも関わらず、B評価となっている。</p> <p>個別避難計画の策定については自治体の努力義務にはなっているが、防災については、本来行政だけが担うのではなく、地域で担っていく部分もあり、実際、一部の地区では数年前から要支援者に対しての、いわゆる地域での見守り活動が実施されている。その点も含めて考えれば、施策の方向性Ⅳについても他と同じくB評価としても問題ないのではないかと思う。</p>
副会長	要支援者に対する見守り活動など、地域で取り組んでいる活動について、どう評価するのかという点を考える必要がある。
事務局	<p>地域福祉計画は、委員から意見のあった通り、市と社会福祉協議会だけではなく、地域も含めて一緒に取り組むべき内容を定めた計画となっている。</p> <p>この実績評価は、市の中での一案であり、市として取り組むべき内容について、少し遅れが出ているという感覚・反省から今回C評価をつけているが、もちろん地域の活動ということも含めて、全体で評価すべき内容だと考えているので、総合評価について、修正の有無も含めてこの協議会の中で議論いただければと考えている。</p>
委員	他の項目についても市が全部やっているわけではなくて、それぞれボランティア団体など、各活動団体の力によって、B評価になっていると思うし、地域では努力して活動しておられる方がいらっしゃるので、これをC評価とするのは少し厳しいのではと思う。
委員	<p>3ページに「CSW7名を配置した」とあるが、人権協会のCSWは含まれているのか。</p> <p>また、同ページの一番下、前年度評価の方向性に「福祉に興味のなかった人」と書かれているが、社会福祉協議会では「福祉に関わりがなかった人」という表現をしており、表現を合わせた方が整合性がとれて良いのではないかと思う。</p>
副会長	前年度評価の部分については修正が難しいと思うが、「関わりがない、少ない」とした方が表現としては適切かと思う。
事務局	<p>CSW7名の内訳は人権協会の1名と社会福祉協議会の6名になる。</p> <p>また前年度方向性の「興味なかった人」という表現については、新計画の策定にあたって同じような意見が出ているので、表現については注意して進めたいと考えている。</p>
副会長	<p>施策の方向性Ⅳの評価について。</p> <p>地域での取組等を考慮すると、本当にC評価で良いのかという点について、委員より意見があった。</p> <p>このあたり、地域での活動による成果を、実施状況の中に追記すると、B評価に近づいていくかと思う。</p>

委員	市の取組について少し遅れが出ているからC評価とするのではなくて、やはり、それぞれの団体での取組も含めて考えた方が良いと思う。
委員	11ページ、主な取組「更生保護関係団体の支援」について。 社会福祉協議会に保護司会の事務局として細やかな支援をしてもらっていることや、面接場所としての公共施設の利用について、市の方で前向きに進めてもらっていることについて、大変感謝している。今後もよろしくお願いします。
委員	施策の方向性Ⅳに関連して、大阪府では、災害が起こったときに、「自分がいるところが安全であればその場にいなさい」という「在宅避難」が推奨されている。 「災害が起こったら避難しなければならない」というイメージを市民の方が持っているので、できればその点を払拭するような表現を、本計画だけでなく、他の計画においても、今後はどこかで盛り込んでいただけたらと考えている。
委員	7ページ、主な取組「情報発信の強化」について、3行目は高齢者や障がい者のサービスについて「周知した」になっているが、4行目は相談窓口や福祉サービスの「周知をした」という表現になっている。
事務局	表現の揺れの部分になるので修正する。
委員	8ページ、主な取組「DV等暴力の防止」について、2点目の括弧内（159相談のうちDV22相談→209相談のうちDV24相談）について、数字が読みづらいので、もう少しわかりやすい書き方にした方が良いのでは。
事務局	担当課と調整し、わかりやすい表現へ修正を検討する。
委員	8ページ、主な取組「人権啓発の推進」について。 2点目の「職員人権研修を実施した。（参加者計82人）」とあるが、市職員を対象としたアンケート結果を参照したところ、成果が数字として表れていない、整合性がとれていないと感じた。 人権推進課のアンケートも参考になる部分があると思うので、実績に活用するのも一つかと思う。
事務局	今回議論いただいている地域福祉計画は、福祉分野や関係する施策の上位計画という位置付けになっている。 幅広い施策が入っているので、評価の部分については委員から意見のあった個別のアンケート結果を入れ込んでいないが、本計画の下に人権施策推進プランがあるので、そちらの審議会の中で外部委員の方の意見をいただいた上で、具体的な方向性や、アンケート結果を受けての取組について検討するものと認識しており、今後もそのような形で進めていきたいと考えている。
委員	4ページ、主な取組「民生委員・児童委員の定員充足」について、地区によっては非常に厳しい状況となっているので、民生委員の仕事内容を見直す時期に来ているのでは。
委員	民生委員の仕事についてはかなり簡素化されてきている。これまでは証明書業務が多かったが、今は市の方で行っている部分が多く、民生委員が直接個人のところに行き事情を聞いたりということも、かなり減ってきている。

	あと、おそらく福祉関係の行事が多いという点が負担になっているのではと思うが、その点については福祉委員会と調整している。
委員	民生委員の仕事に関して、どこに困っている人がいるか、見つけ出すことに時間がかかっている。各行事に参加しても、参加者は同じ方が多く、新しい方が来ないので、困っている人を見つけることが難しい。この点についてやり方を変えられないかと思っており、民生委員・児童委員の定員充足のためには、踏み込んだ内容の見直しが必要であると考えている。
副会長	案件1については、地域での取組を考慮すれば、施策の方向性Ⅳ「安全・安心な暮らしを守る環境づくり」をC評価とするのは少し厳しいのではという意見があった。 10ページの主な取組「地域での見守り活動の促進」に地域での取組内容を付け加えた上で、施策の方向性Ⅳ「安全・安心な暮らしを守る環境づくり」についてはC評価からB評価へ修正するという事によろしいか。
委員	異議なし。

案件2. 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画（素案）について

<資料2～4>参照

副会長	案件2について事務局より説明を。
事務局	案件2について資料2～4に基づき説明
副会長	始めに、事務局から検討事項とあった居場所の拡充に関する指標について、ご意見をいただきたい。 「居場所に関わった人数」とした方が良いか、もしくは「居場所の数」とした方が良いか。
委員	人数は把握がしづらいと思うので、居場所の数の方が良いのでは。
委員	人数だとイメージがしづらいと思う。1つの居場所で100人なのか、1人なのか等。
副会長	居場所に関する参考指標については、「居場所の数」とすることで進めていく。
委員	資料4の21ページ、参考指標「重層的支援体制整備事業による連携進捗率」の現状値が79.1%→目標値が80.0%、「成年後見制度の認知度」の現状値72.3%→目標値75.0%について、いずれも目標値が低すぎるのでは。
事務局	重層的支援体制整備事業による連携進捗率については、「今年連携が進んだと思う」或いは「どちらかというに進んだと思う」という回答が79.1%というところ。市としては始まったばかりの事業ということもあって、少し高めの結果が出たと考えているが、委員の意見も踏まえて、目標値を引き上げるかどうかについては事務局で検討する。 また、成年後見制度の認知度は、直近でとったオンラインアンケートの結果となっている。オンラインアンケートは福祉に興味のある方の回答が多くな

	<p>りがちであり、少し高めの数値が出ていると考えている。</p> <p>一方、18ページには紙ベースで無作為抽出の上実施した成年後見制度の認知度についてのアンケート結果を記載しているが、そちらでは「知っている、なんとなく知っている」で約55%程度となっているので、一旦目標としては75%が妥当と考えている。目標値については、成年後見に関するワーキングの中で、外部の弁護士等の意見もいただいた上で検討していきたいと考えている。</p>
委員	<p>資料4の21ページ、参考指標「民生委員・児童委員充足率」について、現状値81.4%→目標値85.0%とあるが、大阪府平均でも90%程度で、かなり苦戦している状況となっている。</p> <p>担い手不足に関して、大阪府においては、府退職者への声かけを行っている。市においても退職者などに声をかけていただいて、なるべくたくさんの方の民生委員の確保に協力いただきたいと考えており、目標としては、85%に留まるのではなく、最低でも90%を目指したいと考えている。</p>
事務局	<p>本市では、3月末で退職を迎える方について、民生委員だけでなく、地域で活動される担い手への協力案内を、人事担当から退職者説明会の際に行っており、今後も続けていきたいと考えている。</p>
委員	<p>資料4の21ページ、参考指標「自主防災組織化率」について、目標値100%は難しいと思うので、もう少し現実的で、かつ頑張れば届くような数値にした方が良いのでは。</p>
事務局	<p>防災部局との協議の中では、防災上の計画において、今のところ100%で設定をするつもりだと聞いている。</p> <p>ただ、そちらの計画自体は地域福祉とは別の計画になるので、どのあたりが目標値として妥当かというところは、防災部局と協議したいと考えている。</p>
委員	<p>資料2、3、4において、「支えあい」と「支え合い」が混在しているので、統一した方が良いのでは。</p>
事務局	<p>意図的に使い分けをしており、「かわちながの・つながり・支えあい推進プラン」など、名詞的に使っているところは、今回の計画が絵本調であることもあって、あえてひらがなにしている。</p> <p>一方、「支え合う」など動詞的に使われている部分は漢字にしている。</p>
委員	<p>本計画は市民全員に配布されるのか。</p>
事務局	<p>必要部数印刷を行った上で、主に社会福祉協議会の方から地域の活動団体などへの配布をお願いする予定。</p> <p>全戸配布などは想定していないが、印刷部数としては他の計画より多めに印刷したいと考えている。</p>

案件3. その他

事務局	本市では現在、2つの地域福祉センター（小山田地域福祉センター、清見台地域福祉センター）について、入浴施設の劣化が著しいことから、施設改修に向けたあり方の検討を行っている。 次回協議会においては、小山田地域福祉センター改修に係る事務局案について、併せて審議をお願いしたい。
-----	--

- ・事務局から事務連絡
会議録の公表、次回協議会（令和8年1月27日）の開催のお知らせ

閉 会

(終)

令和7年度第1回河内長野市地域福祉推進協議会 次第
令和7年10月3日(金) 14時～16時 501会議室

【案件】

1. 第4次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画
令和6年度の取組状況及び評価について
2. 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画（素案）について
3. その他

【資料】

資料1：河内長野市第4次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画令和6年度実績

資料2：「河内長野市第5次地域福祉計画」及び「河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画」（素案）について

資料3：河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画本編（素案）

資料4：河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画資料編（素案）

参考資料1：河内長野市地域福祉推進協議会運営規程

参考資料2：第8期河内長野市地域福祉推進協議会委員名簿

参考資料1

○河内長野市地域福祉推進協議会運営規程

平成18年8月15日

規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、河内長野市附属機関設置条例（平成24年河内長野市条例第35号）第2条の規定により設置する河内長野市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体等の代表者
- (3) 当事者団体の代表者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に、会長1名及び副会長2名以内を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、副会長が2名いるときは、会長があらかじめ指名した順序でその職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

4 会長又は副会長が互選される前に招集される協議会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(公開及び非公開)

第4条 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年1月25日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月20日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

参考資料2

第8期 河内長野市地域福祉推進協議会 委員名簿

(敬称略)

所属団体	第8期委員	備考
武庫川女子大学	松端 克文	会長
大阪大谷大学	船本 淑恵	副会長
大阪千代田短期大学	本田 和隆	副会長
河内長野市社会福祉協議会	玉崎 和実	
河内長野市民生委員児童委員協議会	吉田 妙子	
河内長野市地区(校区)福祉委員会委員長連絡会	池田 敏彦	
河内長野市身体障害者福祉会	御前 敏一	
河内長野市老人クラブ連合会	山田 昭儀	
河内長野市医師会	高井 博之	R7.7.31~
河内長野市人権協会	西端 恵子	
河内長野市青少年健全育成協議会	安本 悦章	
河内長野市地域女性団体協議会	山本 淑子	
河内長野・大阪狭山地区保護司会河内長野支部	沢田 浩一	
河内長野市社会福祉施設連絡会	大西 豊美	

任期: 令和6年12月10日~令和8年9月30日 委員数: 14名

河内長野市第4次地域福祉計画
河内長野市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画

令和 6 年度実績

基本
理念

誰もがともに生き、つながり、支えあう、人の温もりが感じられるまち、かわちながの
～地域共生社会の実現に向けたまちづくり～

◆施策の方向性と展開

施策の 方向	I 地域福祉の担い手づくり		(1) 福祉と人権尊重に関する意識醸成 (2) 地域福祉活動の担い手育成と資質の向上
	評価	B	多機関協働事業により関係機関の連携が進んだとともに、学習の機会や交流の場づくりの提供・充実により、認知症サポーターやパートナー、各種ボランティアなどの人材育成が進んでいる。
			課題 講座等の参加者がスムーズにボランティア活動につながるよう、サポート体制を整えることが必要。
	II 支えあいの地域づくり		(1) 多様な主体による地域福祉活動の推進 (2) 多様な地域交流の促進 (3) 地域における支えあい体制の構築
	評価	B	生活支援や移動支援、居場所づくりなどの活動が少しずつ増えてきており、地域の支え合い活動が広がってきている。
			課題 特定の人に負担が集中しがちであるため、多様な主体の参画を促していくことが必要。
	III 地域を支える基盤づくり		(1) 包括的支援体制の整備 (2) 権利擁護の推進
	評価	B	2年間の移行準備事業を経て、令和6年度より多機関協働事業を含む重層的支援体制整備事業の取組を実施、さらに中核機関(後見支援センター)を開設し、地域課題解決のための連携体制を構築した。
			課題 より効果的な連携体制の構築に向けて検討が必要である。
	IV 安全・安心な暮らしを守る環境づくり		(1) 災害時・緊急時対策の推進 (2) 防犯対策の推進
評価	C	防犯に関しては、関係機関連携のもと、多様な取り組みがなされている。防災に関しては、災害ボランティアの養成が進んでいるが、個別避難計画については、庁内での連携を強化し、策定に向けた検討が必要である。	
		課題 個別避難計画策定に向けた更なる庁内連携が必要である。	
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない	

◆小学校区ごとの地域福祉活動目標について

総括	<p>地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる場として、小学校区ごとにワークショップを開催した。(全小学校区で実施)</p> <p>ワークショップにおいては、「住民主体」で地域福祉を推進するための意見交換が行われ、「つながり」を広げるためのアイデアや、「つながり」のために地域住民ができること、やりたいことについて活発な議論が交わされた。令和7年度は、地域住民が主体的に参加することで、自分ごととして地域課題に向き合え、地域内のネットワークの広がり生まれる場づくりを進めていくとともに、令和8年度以降の新たな地域福祉活動目標と取組を検討していく。</p>
----	---

I 地域福祉の担い手づくり	(1)福祉と人権尊重に関する意識醸成 (2)地域福祉活動の担い手育成と資質の向上
<p>誰もがともに生き、つながり、支えあう地域づくりを進めるためには、市民の一人ひとりが地域の生活課題を認識・共有し、自分にできることを考え、行動していくことが大切です。また、それぞれの地域の中で、多様な支援活動の担い手となる市民の存在が、地域福祉推進の原動力となります。</p> <p>そのため、子どもの頃からの福祉・人権教育やライフステージに応じた多様な教育機会を提供することで、生涯にわたる地域福祉活動の担い手の育成を図ります。</p> <p>また、住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、日常生活支援の担い手である医療・介護・福祉等の専門職の資質の向上と連携を図るとともに、誰もが地域福祉活動に幅広く参画することをめざし広報の充実や参加のきっかけづくりを進めます。</p>	

●基本施策ごとの実施状況

(1)福祉と人権尊重に関する意識醸成				
誰もが地域の福祉課題に関心を持ち、福祉と人権の意識を身につけられるよう子どもの頃から様々な機会や方法により意識啓発や教育を推進します。				
①人権尊重に関する意識醸成				
	主な取組	令和6年度実施状況	担当課	
	人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権を考える市民の集い テーマ:みんなとおなじくできないよ～子どもの人権をきょうだい児の視点から考える～」を開催し、人権意識の啓発・高揚を図った。(参加者145人→134人)※ ・「職員人権研修 ①部落差別から考える～人権感覚を新たに～、②新規採用職員部落問題研修」を実施した。(参加者計82人)※ ・「市民人権WEB学習講座及び職員人権WEB研修」を実施した。(参加者計683人) 	人権推進課	
②地域における福祉教育の推進				
	主な取組	令和6年度実施状況	担当課	
	地域福祉活動に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまる塾でのボランティアの育成や福祉活動に関する講座を実施した。 ・地区(校区)福祉委員会で福祉に関する各種講座を実施した。 	社会教育第1課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
	学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習サポーターを小中高等学校へ紹介し、各学校で福祉学習を実施した。(調整・紹介33件→38件) ・認知症キッズサポーター講座を実施した。(52人→99人受講) 	地域福祉高齢課 社会福祉協議会 学校教育課	
	地域における福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員等へのスキルアップ事業として講習会等を実施した。(参加者計30人→18人) ・各種ボランティア講座を実施した。 ・ボランティア体験プログラムを実施した。(参加者317人→245名) ・認知症サポーター養成講座を実施した。(257人→327人受講) ・団体向けスマホ講座を開催した。(参加者のべ341人→501人) 	まちづくり推進課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
参考指標	認知症サポーター数	R5 13,135人	R6 13,462人	目標値(R7) 12,000人

※()内の数値は、(令和5年度実績値→令和6年度実績値)または(令和6年度実績値)

(2)地域福祉活動の担い手育成と資質の向上				
<p>地域住民が主体となる日常生活支援などのボランティア活動を推進し、地域における幅広い支援の担い手づくりに取り組みます。</p> <p>また、地域において、個別支援や地域課題の解決に向けた活動を行うCSWを配置するとともに、安心した日常生活の支えとなる医療・介護分野の多職種専門職の資質向上と相互の連携体制の構築を推進します。</p>				
①市民ボランティア養成				
主な取組		令和6年度実施状況		担当課
ボランティア活動のきっかけづくり		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動センターにおいて、市民公益活動や地域活動に関する情報提供やガイドブックの作成・配布を行った。 ・各種ボランティア講座を実施した。 ・ボランティア連絡会交流会を実施した。(参加者26人→14人) ・ボランティア体験プログラムを実施した。(参加者317人→245名) ・認知症サポーター養成講座を実施した。(257人→327人受講) 		まちづくり推進課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
幅広い人材の参画促進		<ul style="list-style-type: none"> ・学生に福祉活動に興味を持ってもらえるよう民生委員見える化プロジェクトを実施した。(学生1人→3人参加) 		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
参考指標	地域のまちづくり活動への参加状況	R5	R6	目標値(R7)
		44.5%	44.2%	52.0%
②専門職の活動支援と資質向上				
主な取組		令和6年度実施状況		担当課
CSWの配置		<ul style="list-style-type: none"> ・CSW7人を配置した。(相談件数2,095件→2,345件) 		地域福祉高齢課
専門職の資質向上		<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業を実施し、複雑・複合化した課題を抱える事例に対し、関係機関の円滑な連携を図った。 ・地域パートナー、生活支援コーディネーター、CSWとして活動した内容の情報共有などを目的に地域パートナー会議を実施した。(毎月開催) 		地域福祉高齢課 社会福祉協議会

●施策の方向の評価

評価年度	評価	B 多機関協働事業により関係機関の連携が進んだとともに、学習の機会や交流の場づくりの提供・充実により、認知症サポーターやパートナー、各種ボランティアなどの人材育成が進んでいる。		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・講座等の参加者がスムーズにボランティア活動につながるよう、サポート体制を整えることが必要。 	方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加しやすい環境を整えるため、引き続きIT活用を進める。 ・地域福祉活動に関心をもち、参加するきっかけをつくることにより、新たな活動の担い手の育成に取り組む。
参考・前年度	評価	B コロナ禍で休止していた地域福祉活動がおおむね回復し、負担軽減のためのIT活用も進んできている。		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の担い手が固定している。 ・活動継続に負担感がある人も一定数存在する。 	方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで福祉に興味のなかった人、事業者等を活動に巻き込む。 ・負担軽減のため、引き続きIT活用を進める。
評価基準について		<p>A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる</p> <p>B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる</p> <p>C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある</p> <p>D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である</p> <p>E: 目標達成に向けて成果がみられない</p>		

II 支えあいの地域づくり	(1) 多様な主体による地域福祉活動の推進 (2) 多様な地域交流の促進 (3) 地域における支えあい体制の構築
<p>これまで社会福祉協議会をはじめとした関係団体、支援専門機関、地域住民や幅広い福祉関係者の連携により、時代の変化と地域の状況に対応した福祉サービス、福祉活動の充実を進めてきており、これらは本市における地域福祉の土台として今後も維持・継続・発展させていくことが重要です。</p> <p>地区(校区)福祉委員会、民生委員児童委員協議会などの活動や幅広い分野のボランティア活動に対する支援を行い、地域の中で様々な地域福祉活動が活発に行われるよう推進していきます。</p> <p>また、これらの多様な活動団体同士や住民個人、企業や商店、学生などの連携による地域福祉活動を推進し、地域における支えあいネットワークの構築をめざします。</p>	

● 基本施策ごとの実施状況

(1) 多様な主体による地域福祉活動の推進				
<p>身近な地域において地区(校区)福祉委員会や民生委員児童委員協議会、自治会、地域まちづくり協議会、老人クラブなどが、声掛け、見守り活動やサロン、世代間交流の食事会など様々な地域福祉活動展開しています。こうした地域に根付いた活動に支援を行うことで、身近な支えあい活動を推進します。</p>				
① 地域活動団体の支援				
主な取組		令和6年度実施状況		担当課
地域活動団体の支援		<ul style="list-style-type: none"> 自治会、地域まちづくり協議会、地区(校区)福祉委員会、老人クラブ、青少年健全育成協議会など、地域で活動する団体を支援した。 【I-(1)-②再掲】団体向けスマホ講座を開催した。(参加者のべ341人→501人) 		市民窓口課 まちづくり推進課 地域福祉高齢課 社会教育第1課
民生委員・児童委員の定員充足		<ul style="list-style-type: none"> R7年度の民生委員一斉改選に向けて、候補者との調整を行うとともに、推薦母体への働きかけ及び制度の理解促進のための説明会を実施した。 		地域福祉高齢課
地区(校区)福祉委員会の活動支援		<ul style="list-style-type: none"> 誰もが地域で安心して暮らせるよう地区(校区)福祉委員会による地域福祉活動を支援した。 		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員の活動支援		<ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な相談員である民生委員・児童委員による活動を支援した。 		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
参考指標	民生委員・児童委員の充足率	R5	R6	目標値(R7)
		90.4	90.4	95.0
② ボランティアなど市民活動の推進				
主な取組		令和6年度実施状況		担当課
ボランティア活動の充実		<ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動や地域活動を促進するための情報提供や講座の開催、団体同士の連携や交流促進の場として「つながりフェスタ」などを開催した。 		まちづくり推進課 社会福祉協議会
住民主体の支えあい活動の促進・支援		<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターが、各地域で展開されている支え合い活動を支援した。(13人) 住民主体の生活支援活動に対する補助制度の充実により、活動の開始・継続しやすい環境を整えた。(5団体) 		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
中間支援機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア・市民活動センターとボランティアセンターが連携し、団体間の交流や連携を深める場を提供した。 		まちづくり推進課 社会福祉協議会
NPO法人の認可		<ul style="list-style-type: none"> NPO法人立ち上げに関する相談や法人格取得等の申請を受付した。 		まちづくり推進課
市民公益活動支援基金の運用		<ul style="list-style-type: none"> マッチング・ギフト型の市民公益活動支援基金を適正に運営し、市民公益活動の推進に寄与した。 		まちづくり推進課
ボランティア活動の支援		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設と地域との連携を図るため、福祉学習での講師を施設職員が実施した。また、地域と社会福祉法人が連携した移動支援活動の支援をした。 		社会福祉協議会

③多様な活動主体のネットワークづくり		
主な取組	令和6年度実施状況	担当課
活動主体間のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体活動において情報共有や検討・協議を重ね、生活支援・移動支援の仕組みや居場所づくりの拡充につなげた。 ・みじかサロン(番外編)を開催し、「困っているが自分から助けを求められない人」について、専門職と地域の支援者が話し合い、地域課題を共有した。(11カ所) 	地域福祉高齢課 社会福祉協議会
社会福祉法人や企業、商店等との連携による地域福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人や民間企業と地域とが連携して実施している移動支援活動の支援を行った。 ・高齢者向けスマホ教室等が実施できるよう民間と調整を行った。 	地域福祉高齢課 社会福祉協議会
学生等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学生に福祉活動に興味を持ってもらえるよう民生委員見える化プロジェクトを実施した。(学生1人→3人参加) 	地域福祉高齢課 社会福祉協議会
(2)多様な地域交流の促進		
身近な地域において誰もが気軽に集い、交流し、地域福祉活動を実践していく機会や場づくりを進めます。また、地域の中で多様な交流を促進するため、既存施設の有効活用や学校開放、民間事業者との連携を強化し交流拠点の確保を図ります。		
①地域活動の拠点づくり		
主な取組	令和6年度実施状況	担当課
身近な地域での交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で実施している居場所づくりを支援した(居場所18箇所→19箇所※福祉委員会のサロンを除く) ・地域コミュニティの拠点である自治会集会所の新築・改修等に対して補助を行った。(26件→20件) 	市民窓口課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
地域福祉拠点機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域まちづくり支援拠点」を中心に、住民・NPO・事業者・教育機関など多様な担い手の連携を促進し、健康づくりや子育て支援など、地域課題を解決し、生活の質を高める多様な取り組みを行った。(多目的スペース利用者11,829人→10,119人) 	まちづくり推進課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
②世代を超えた交流機会の促進		
主な取組	令和6年度実施状況	担当課
コミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会ハンドブックやHPIによる情報提供、補助制度による活動支援、自治会交流会の実施、電子回覧板等地域交流アプリの活用促進など地域活動の活性化につなげた。(自治会加入率63.1%→62.4%) ・次の世代を担う学生や子どもたちを地域活動に巻き込むきっかけづくりとして「ぼうさいキャンプ」を実施し、防災意識だけでなく、地域活動への意識が高まった。 	市民窓口課 まちづくり推進課 社会福祉協議会
世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア団体等の協力を得て、工作教室等の放課後子ども教室を実施した。(13小学校・138回→128回) 	社会教育第1課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
地域の子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での孤立防止の一助として、赤ちゃんつながり訪問による主任児童委員と親子が出会う機会を作った。(訪問数115件→90件) ・地域の子育て支援者に向けて、子育てサロンの実施状況の確認や地域での困りごとの把握などに努めた。 	こどもファミリーセンター 社会福祉協議会
障がい者との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉関係者への障がい理解と連携強化の為、ケアマネ部会へピアカウンセリングについて啓発を行った。 	くらしサポート第2課 社会福祉協議会

(3)地域における支えあい体制の構築				
誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、生活課題を早期に把握し地域で様々な相談を包括的に受け止め、解決を試みることができる環境整備や体制の構築を進めます。				
①課題を解決できる場づくり				
主な取組		令和6年度実施状況		担当課
【重点施策】 地域づくりに向けた支援		<ul style="list-style-type: none"> ・地域パートナーを配置し、地域で課題を共有できる場として地域ワークショップなどを開催した。(13校区) ・民生委員を中心に地域ごとに「みじかサロン」を開催、地域で困りごとを受け止める体制づくりに努めた。(13カ所) 		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
【重点施策】 地域課題を解決する場の運営		<ul style="list-style-type: none"> ・【Ⅱ-(1)-③再掲】みじかサロン(番外編)を開催し、「困っているが自分から助けを求められない人」について、専門職と地域の支援者が話し合い、地域課題を共有した。(11カ所) ・第1層協議体で、移動支援や生活支援をテーマに情報共有・検討する場を設け、地域での支えあい活動の推進に努めた。(5回→7回) ・複合多問題を抱えるケースについての協議やプランに関する協議、関係機関との情報共有等を行う場として、「コア会議」、「レビュー会議」、「ケース会議」を開催した。 		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
参考指標	小学校区ごとの協議体設置数	R5	R6	目標値(R7)
		13	13	13

●施策の方向の評価

評価年度	評価	B	生活支援や移動支援、居場所づくりなどの活動が少しずつ増えてきており、地域の支えあい活動が広がってきている。		
	課題	・特定の人に負担が集中しがちであるため、多様な主体の参画を促していくことが必要。	方向性	・こどもから大人まで多様な主体が出会い、つながる拠点として、地域福祉センターの機能見直しを進める。	
参考・前年度	評価	B	生活支援や移動支援、居場所づくりなどの活動が少しずつ増えてきており、地域の支えあい活動が広がってきている。		
	課題	・活動の立ち上げだけでなく、安定して継続できるような支援が必要。	方向性	・活動に対する補助制度の充実を検討する。	
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない			

Ⅲ 地域を支える基盤づくり	(1) 包括的支援体制の整備 (2) 権利擁護の推進
<p>誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、高齢や障がい、子育て、貧困など分野を問わない断らない相談窓口や支援専門機関の整備が必要です。</p> <p>さらに、支援が必要な人に必要な相談やサービスが行き届くよう地域と連携した発見・対応の仕組みづくりが重要です。</p> <p>より複雑化・複合化する地域課題や生活課題に対応し、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、各支援専門機関と地域活動団体との緊密なネットワークの構築に努め、地域生活を支える基盤づくりを進めます。</p>	

● 基本施策ごとの実施状況

(1) 包括的支援体制の整備				
① 包括的支援体制の整備				
主な取組	令和6年度実施状況	担当課		
情報発信の強化	・長寿ふれあいガイドブックや福祉の手引きなどを作成・配布し、高齢者や障がいのサービスについて周知した。また、各課HPや広報紙において相談窓口や福祉サービスの周知をした。	福祉部局各課 相談支援担当各課		
自立に向けた支援の充実	・就労支援や住居確保支援など自立に向けた支援を実施した。 ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の相談や日常的な金銭管理などを実施した。	くらしサポート第1課 くらしサポート第2課 地域福祉高齢課 産業観光課 都市企画課 社会福祉協議会		
地域包括ケアシステムの深化	・地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供できる地域づくりに努めた。	地域福祉高齢課		
【重点施策】 重層的支援体制構築に向けた多機関協働の仕組みづくり	・令和6年度より重層的支援体制整備事業の取組を本格実施。相談支援包括化推進員を6名配置し、重層的支援会議や連携研修会を開催し、多機関が連携・協働できる関係づくりを進めた。(全体会1回、コア会議4回、レビュー会議2回、仕組みづくりワーキング2回、ケース会議4回、研修会2回) ・重層的支援会議の中で福祉各分野共通の課題について検討し、解決するための仕組みづくりを進めた。	地域福祉高齢課		
各種相談事業の充実	・高齢、障がい、子育て、ひとり親、人権、教育、健康、就労、生活困窮、自殺対策、消費生活など各種相談事業を実施した。	地域福祉高齢課、くらしサポート第2課、こどもまんなな課、こどもファミリーセンター、人権推進課、学校教育課、健康推進課、市民窓口課、産業観光課		
地域で相談を受け止める体制の支援	・【Ⅱ-(3)-①再掲】民生委員を中心に地域ごとに「みじかサロン」を開催、地域で困りごとを受け止める体制づくりに努めた。(13カ所)	社会福祉協議会		
参考指標	相談支援包括化推進員の配置	R5	R6	目標値(R7)
		配置済	配置済	配置済

②生活困窮者への支援と体制づくり		
主な取組	令和6年度実施状況	担当課
生活困窮者支援の充実	・生活困窮者自立支援相談を実施し、ニーズにあわせて家計改善、学習支援、ひきこもり支援等の各種支援を実施した。また、必要に応じて関係機関へのつなぎを行った。(生活困窮者自立支援相談のべ1,806件→1,836件、家計改善のべ179件→127件、学習支援及び居場所づくり等のべ619件→472件、ひきこもり支援のべ343件→390件)	地域福祉高齢課 くらしサポート第1課
生活困窮者の自立に向けた支援	・生活の安定と自立を図るため就労支援を行い、14人→16人の就労につなげた。	くらしサポート第1課 社会福祉協議会
(2)権利擁護の推進		
<p>認知症や障がいにより判断能力が十分でない状態であっても、日常生活上で不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるよう権利擁護の取り組みを推進します。</p> <p>また、子ども、高齢者、障がい者などへの虐待、DV等の暴力を防止するため、相談窓口の周知や、大阪府、警察などの関係機関・団体と連携して、相談、支援体制の充実を図ります。</p>		
①権利擁護の推進		
主な取組	令和6年度実施状況	担当課
【再掲】 人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権を考える市民の集い テーマ:みんなとおなじくできないよ～子どもの人権をきょうだい児の視点から考える～」を開催し、人権意識の啓発・高揚を図った。(参加者145人→134人) ・「職員人権研修 ①部落差別から考える～人権感覚を新たに～、②新規採用職員部落問題研修」を実施した。(参加者計82人) ・「市民人権WEB学習講座及び職員人権WEB研修」を実施した。(参加者計683人) 	人権推進課
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会で児童虐待の早期発見と防止のため、関係機関と連携し、見守り・支援の強化を図った。(児童虐待見守り件数405件→412件) ・高齢者、障がい者への虐待を防止するため、地域包括支援センターやピアセンターなど支援専門機関と連携し適切な支援に努めた。 	こどもファミリーセンター 地域福祉高齢課 くらしサポート第2課
DV等暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談事業の実施や関係機関・支援者と情報共有を図るなど女性の人権擁護を実施した。 ・女性のための相談事業84回→96回(159相談のうちDV22相談→209相談のうちDV24相談) 	人権推進課
孤立死や虐待防止等の見守り活動の促進	・地域住民や民間事業者と民生委員、CSWなどの支援者が連携し、地域における見守りを実施した。	地域福祉高齢課 社会福祉協議会
②成年後見制度利用の促進【成年後見制度利用促進計画】		
主な取組	令和6年度実施状況	担当課
権利擁護の必要な人の発見・支援	・各種相談事業の中で、成年後見制度が必要な人を発見した場合に関係機関につなぐなど、適切な支援を実施した。	地域福祉高齢課 くらしサポート第2課 社会福祉協議会
早期の段階からの相談・対応体制の整備	・関係機関と連携し、「チーム」で協力して制度利用者を支援するため、ワーキング会議等を実施した。(ワーキング3回、協議会1回)	地域福祉高齢課 くらしサポート第2課 社会福祉協議会
成年後見制度の相談・利用促進機能の充実	・令和6年度より中核機関(後見支援センター)を設置し、成年後見制度に関する研修会の実施や親族後見人及び市民後見人の支援、専門職による個別相談会を実施した。(研修会2回、個別相談会6回)	地域福祉高齢課 くらしサポート第2課 社会福祉協議会
市民後見人の確保と支援	・大阪府社協と連携し、市民後見人の養成や受任に向けて支援した。また、バンク登録者研修で情報共有を行うなど後見人同士の連携を促進した。	地域福祉高齢課 社会福祉協議会

成年後見制度の利用促進	・本人や親族による後見申立てが困難、または適切でない場合に、「市長申立て」による手続きを迅速に行った。(市長申立て4件)	地域福祉高齢課 くらしサポート第2課		
日常生活自立支援事業との連携	・判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用についての相談・援助や日常的な金銭管理などを行い、安心して日常生活を送れるよう支援した。(相談1,635件→1,750件)	社会福祉協議会		
参考指標	市民後見人のバンク登録者数	R5 12人	R6 14人	目標値(R7) 20人
参考指標	中核機関の設置	R5 未設置	R6 設置済	目標値(R7) 設置済

●施策の方向の評価

評価年度	評価	B	2年間の移行準備事業を経て、令和6年度より多機関協働事業を含む重層的支援体制整備事業の取組を実施、さらに中核機関(後見支援センター)を開設し、地域課題解決のための連携体制を構築した。		
	課題	・より効果的な連携体制の構築に向けて検討が必要である。	方向性	・多機関の更なる連携が進む手法について検討を行う。	
参考・前年度	評価	B	令和6年度からの重層的支援体制整備事業の本格稼働に向けて、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し体制の整備を進めた。また、令和6年度4月の中核機関(後見支援センター)開設に向けて、関係機関と体制づくりに関するワーキングや開設準備会を実施した。		
	課題	・多機関協働の取り組みの中で、連携は進んできたものの、さらなるつながりが必要。 ・後見支援センターを中心に専門職の連携を進めていく必要がある。	方向性	・重層的支援体制整備事業の本格稼働のタイミングで、仕組みの見直しをする。 ・後見支援センター開設後も、引き続きワーキングによる連携促進や課題検討を継続する。	
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない			

IV 安全・安心な暮らしを守る環境づくり	(1)災害時・緊急時対策の推進 (2)防犯対策の推進
<p>近年、全国各地で大規模な災害が発生しており、安全・安心な暮らしを守るために日頃の見守り体制の構築や防災対策の充実が重要になっています。</p> <p>避難行動要支援者の把握や日常的な見守り活動の促進などに併せ、地域での防災活動を支援するなど、災害などの緊急時でもひとり暮らし高齢者や障がい者などの安全が確保される環境づくりを進めます。</p> <p>また、子どもたちを犯罪や事故から守るため、学校や地域が連携した見守りのネットワークの充実を図るほか、罪を犯した人が社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう支援に取り組みます。</p>	

●基本施策ごとの実施状況

(1)災害時・緊急時対策の推進				
ひとり暮らし高齢者や障がい者など、配慮を必要とする人を、日頃から地域で把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる体制を整備します。				
①災害時緊急時対策の充実				
主な取組		令和6年度実施状況		担当課
避難行動要支援者名簿の整備と支援体制の構築		・災害時等に支援が必要な人の名簿を自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉委員会など共有し、日頃の見守りやつながりづくりを進めた。		危機管理課 くらしサポート第2課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
地域での見守り活動の促進		・地区(校区)福祉委員会、民生委員・児童委員、老人クラブなど地域での見守りとCSWや地域包括支援センターが連携して専門機関へのつなぎや相談などを実施した。		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
福祉避難所の確保		・福祉センター錦溪苑、障がい福祉センターあかみねの福祉避難所マニュアルを整備し、防災・避難訓練を実施した。		危機管理課 くらしサポート第2課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
自主防災組織の育成・支援		・自主防災組織や地域で行われる防災訓練の支援を行った。 ・防災資機材等の整備や、自主防災活動に対する助成を行った。		危機管理課
災害ボランティアの養成		・大阪府災害ボランティアセンター運営シミュレーション実行委員会へ参加し、災害時にボランティアセンターの運営を円滑に行うための訓練等を行った。		社会福祉協議会
参考指標	自主防災組織化率	R5	R6	目標値(R7)
		68.3%	68.2%	100.0%

(2)防犯対策の推進		
<p>子どもたちを犯罪や事故から守るため、地域の自主防犯活動団体等の連携を強化し、見守り等のネットワークの充実を図ります。</p> <p>高齢者や障がい者などが、振込詐欺をはじめとした様々な消費者被害にあわないよう、悪質商法の手口などの情報提供や相談対応の充実を図ります。</p> <p>また、過去に罪を犯した人の地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。</p>		
①防犯対策の充実		
主な取組	令和6年度実施状況	担当課
地域の防犯活動や見守り活動の充実	・防犯協議会を中心に犯罪状況に応じた防止策の推進、自主防犯活動推進事業、特殊詐欺被害防止の推進、広報・啓発活動などを実施した。	危機管理課
【再掲】 孤立死や虐待防止等の見守り活動の促進	・地域住民や民間事業者と民生委員、CSWなどの支援者が連携し、地域における見守りを実施した。	地域福祉高齢課 社会福祉協議会
消費者被害防止の啓発と相談体制の充実	・広報紙やHPを活用した消費者啓発情報の発信や講座の開催など、意識啓発を進めた。(講演会・講座等301人→230人受講) ・関係機関と連携を進め、消費生活相談体制の充実を図った。(相談776件→785件)	市民窓口課
更生保護関係団体の支援	・保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、犯罪・非行の未然防止、再犯防止の啓発に努めた。	社会福祉協議会
防犯に関する啓発の推進	・民生委員・児童委員や地区(校区)福祉委員会などと連携し、特殊詐欺防止などの周知啓発を行った。	社会福祉協議会
②再犯防止に向けた取り組み【再犯防止推進計画】		
主な取組	令和6年度実施状況	担当課
更生保護活動や啓発活動の充実	・保護司会や更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」として「街頭啓発」や「市民集会」を実施し、市民に向けた意識の高揚を図った。	地域福祉高齢課
【再掲】 人権啓発の推進	・「人権を考える市民の集い テーマ:みんなとおなじくできないよ～子どもの人権をきょうだい児の視点から考える～」を開催し、人権意識の啓発・高揚を図った。(参加者145人→134人) ・「職員人権研修 ①部落差別から考える～人権感覚を新たに～、②新規採用職員部落問題研修」を実施した。(参加者計82人) ・「市民人権WEB学習講座及び職員人権WEB研修」を実施した。(参加者計683人)	人権推進課
【再掲】 自立に向けた支援の充実	・就労支援や住居確保支援など自立に向けた支援を実施した。 ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の相談や日常的な金銭管理などを実施した。	くらしサポート第1課 くらしサポート第2課 地域福祉高齢課 産業観光課 都市企画課 社会福祉協議会
保健医療・福祉的支援の充実	・誰もが必要な時に必要な福祉的支援を受けられるよう各種相談事業や生活福祉資金の貸し付けなどを実施した。	くらしサポート第1課 くらしサポート第2課 地域福祉高齢課 こどもまんなな課 こどもファミリーセンター 社会福祉協議会
【再掲】 生活困窮の自立に向けた支援	・生活の安定と自立を図るため就労支援を行い、14人→16人の就労につなげた。	くらしサポート第1課 社会福祉協議会

● 施策の方向の評価

評価年度	評価	C	防犯に関しては、関係機関連携のもと、多様な取り組みがなされている。防災に関しては、災害ボランティアの養成が進んでいるが、個別避難計画については、庁内での連携を強化し、策定に向けた検討が必要である。		
	課題	・個別避難計画策定に向けた更なる庁内連携が必要である。		方向性	・個別避難計画策定に向けて、庁内での連携体制を強化する。
参考・前年度	評価	B	地域防災リーダーの育成が少しずつ進み、市民全体の災害に対する防災・減災への意識が高まってきている。また、個別避難計画の策定に向けて庁内での情報共有を図った。		
	課題	・個別避難計画策定に向けた具体的な方策が必要である。		方向性	・個別避難計画策定に向けて、具体的な方策を決定する。
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない			

「河内長野市第5次地域福祉計画」及び 「河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画」(素案)について

資料2



1. 策定の趣旨

これまで、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の2つの計画を一体的に策定し、共通の理念・共通の基盤のもと車の両輪のように密接に連携しながら地域福祉の推進に向けて様々な施策や事業を展開してきました。

令和8年3月に計画期間が満了するにあたり、次期計画についても「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を一体のものとして、地域共生社会の実現を目指して策定するものです。

2. 計画の位置づけ

社会福祉法第107条に基づいて、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉など福祉の各分野の上位計画として位置付けられるものです。

また、「成年後見利用促進計画」「再犯防止推進計画」及び重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し、本市における福祉施策の総合的な計画として策定します。

3. 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とします。ただし、制度改正や社会情勢の大きな変化などがあった場合は、必要に応じて見直します。



4. 策定の経過

■ アンケート

- ①地域共生社会の実現に向けたアンケート（R6年7～9月）
- ②福祉委員意識調査（R6年7～9月）
- ③市公式LINEによるWEBアンケート（R7年9月）

■ 地域ワークショップ

- R7年1月～令和7年8月
各小学校区2回ずつ開催（追加で1回ずつ開催予定）

■ 地域福祉計画策定委員会

- ①R6年11月 基本理念・骨子案の検討
- ②R7年9月 計画素案の検討

■ 地域福祉推進協議会

- ①R6年12月 基本理念・骨子案の検討
- ②R7年10月 計画素案の検討

5. 今後のスケジュール

R7年

- 11月 総務福祉教育常任委員協議会への報告
- 12月 パブリックコメント実施

R8年

- 1月 地域福祉計画策定委員会及び地域福祉推進協議会への報告
- 2月 地域ささえあいフォーラムで概要報告と小学校区ごとの地域福祉活動目標の発表
- 3月 地域福祉計画の策定

「河内長野市第5次地域福祉計画」及び
「河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画」(素案)について



基本
理念

つながり・支え合いが広がる かわちながの
～「ほっとかへん」をめざしたまちづくり～

めざす姿

施策の方向

地域福祉活動目標

孤立をつくらない地域社会

【孤立を生まないアプローチ】

- ・相談支援の充実
- ・民生委員や福祉委員などによる身近な支援
- ・地域の支援者と専門職による連携
- ・権利擁護の推進
- ・専門職による伴走支援と社会参加支援
- ・分野を超えた連携ができる体制づくり

つながり広がる地域社会

【つながり続けるアプローチ】

- ・つながる機会づくり
- ・多様な主体の連携
- ・つながる人材の育成

安心して暮らせる地域社会

【もしもに備えたアプローチ】

- ・防災対策
- ・防犯対策

13小学校区の活動目標

【楠小学校区】

- ・つながり、学びあい、助け合う、多世代交流の輪を広げる
- ・地域資源を活かし、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める

【小山田小学校区】

- ・気軽に集い、交流できる居場所を整備・運営し、多世代のつながりを促進する
- ・地域資源を活用した支え合いの仕組みづくり

【天野小学校区】

【南花台小学校区】

【高向小学校区】

・
・
・

計画策定のポイント

- ・「つながり」を社会的なインフラであると捉え、その充実を図る
- ・地域共生社会の要である「分野ごとのタテワリを超えて」「支え手受け手の関係を超えて」「多様な主体の参画」をめざす
- ・より多くの人々が地域福祉を知り、興味を持ってもらえるよう「見せる」「魅せる」計画に

河内長野市第5次地域福祉計画・
河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

ほっとかへん。

かわちながの
つながり・支えあい
推進プラン



つながりが
広げる、
支えあいの
まちづくり

河内長野市
河内長野市社会福祉協議会

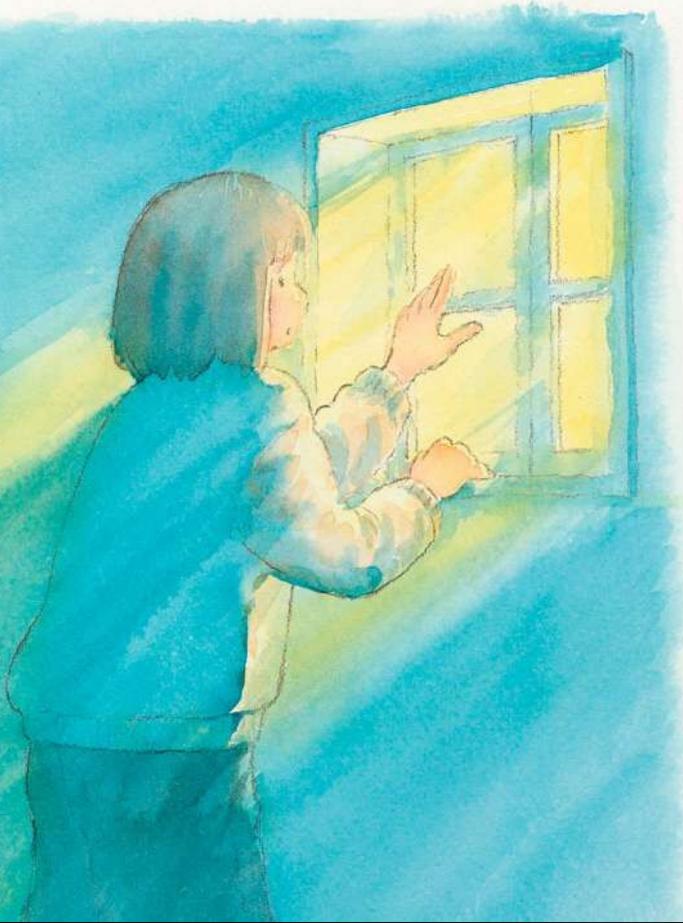


すこし前、新型コロナウイルス感染症の
世界的な大流行という
できごとがありました。

「外に出てはいけない」
「人と会ってはいけない」
「話すときはマスクが必要」
それまであたり前だったことが
急にできなくなりました。
多くの人が不自由さを感じたのでは
ないでしょうか。



あのとき、
ステイホームと言われて、
あなたが会いたいと思ったのは、
それとも思い描いたのは
誰の顔でしたか？

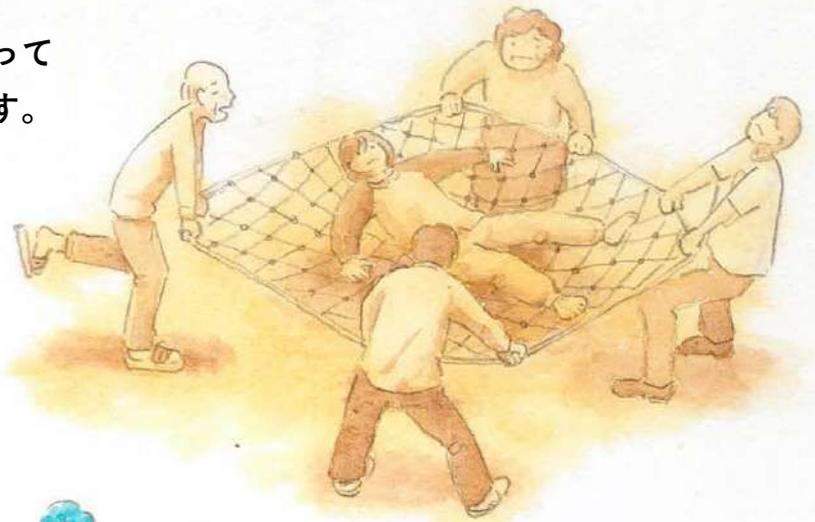


「人と会いたい」と思ったのは、
わたしたち人間が人とのつながり（関係性）の中で生きているからです。
コロナ禍は、つながりがわたしたちの暮らしの中で
とても大きなものであることを再認識する機会にもなりました。



そして、コロナ禍が明けてつながりはどう変わったでしょうか。
仕事や生活で最低限必要なつながり以外は、
かなり希薄になってしまったと感じることはありませんか？

これまで、つながりを担う
いちばん小さな単位は家族でした。
家族が家族のことをしっかり見守って
社会からの孤立を防いでいたのです。



しかし、家族のかたちが
多様化するなかで、
少ない人数でひとりを
支えるのはとても大変です。



ひとり暮らし、高齢者の家庭など
家族の形がさまざまなように、
地域とのつながりもまたさまざまです。
その過程で、孤立死、ヤングケアラーなどの
課題も出てきました。

これまで専門家や自治体が
制度をつかって対応してきましたが、
問題はどんどん複雑化します。
支える力も足りなくなってきました。



家族や専門家だけでなく、
河内長野に関わる人みんなでつながり、
誰ひとり取り残さないまちをつくれな
い。そのために河内長野市と河内長野市社会福祉協議会、
そして地域のみなさんが一緒になって考えたのが、
この地域福祉計画です。



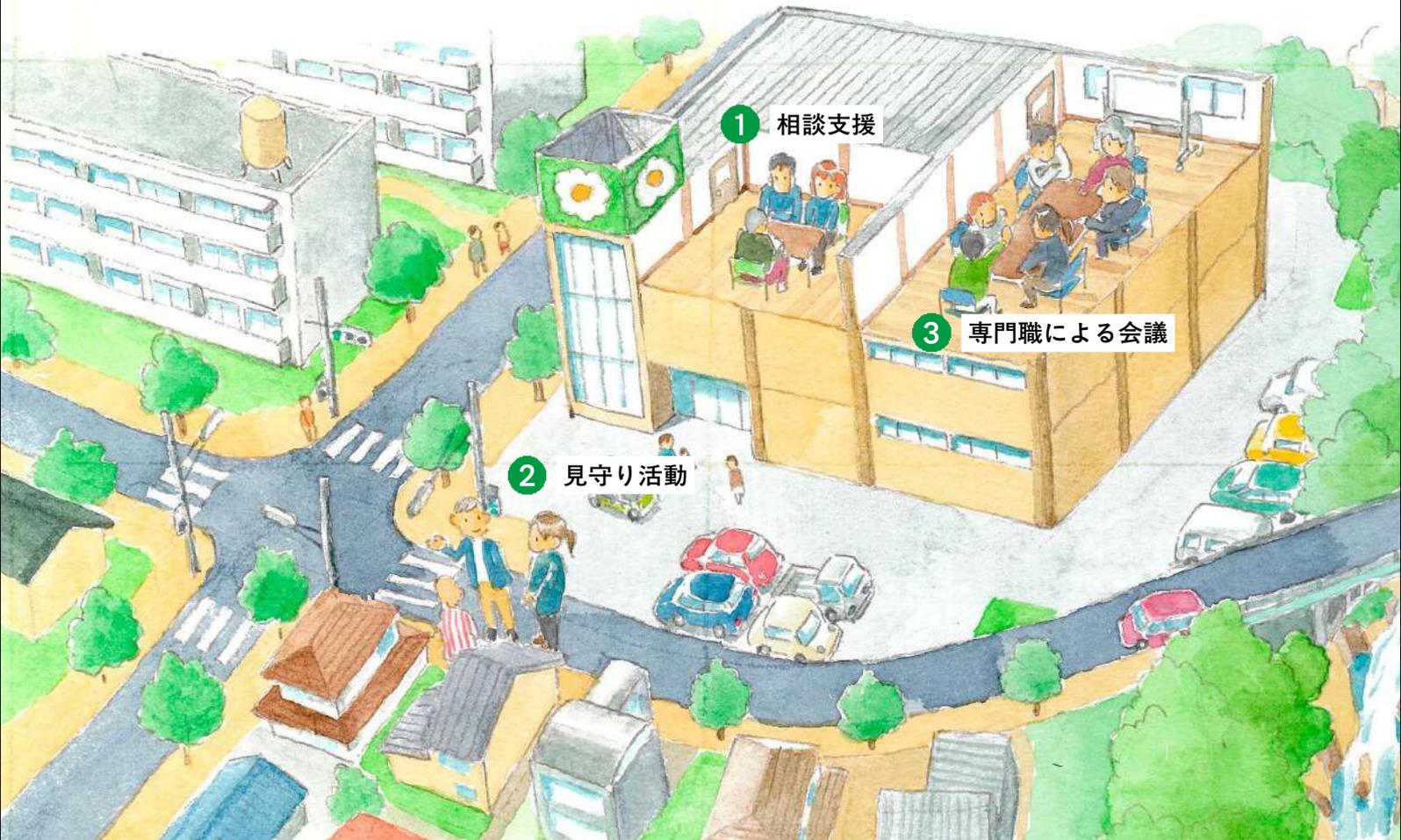
では、どのように「つながり」を作っ
ていけばよいのか、順に見ていきましょう。



1

孤立を生まないアプローチ

民生委員・児童委員や福祉委員など地域住民による見守り、声掛けなどの身近な支援から、福祉各分野の支援機関による専門的な支援までを重ね合わせることで、誰も取りこぼすことのないネットワークを構築します。さらに、地域社会から孤立している人を発見、寄り添うことで地域につなぎ戻し、孤立する人を生まない地域社会をめざします。



1 相談支援の充実

高齢、こども、障がい、生活困窮をはじめとした各種相談の充実を図るとともに、分野間の連携強化を進めることで、包括的な相談支援体制の構築を進めます。

- コア会議などによる、各分野共通の相談支援に関する課題解決策の検討

2 民生委員や福祉委員などによる身近な支援

見守りや訪問活動を支援し、地域の孤立者の発見や、孤立の防止を進めます。また、サロンや各種イベントなどを通じて、普段からのつながりづくりを促進します。

- 民生委員児童委員協議会への支援、民生委員の定員充足
- 地区（校区）福祉委員会への支援

3 地域の支援者と専門職による連携

民生委員・児童委員や福祉委員、保護司など地域の支援者と福祉の専門職の連携により、地域生活課題の早期発見・把握、早期対応のできる体制づくりを進めます。

- 連携研修会やレビュー会議による顔の見える関係づくり、連携促進

つながるアイデア

小さなおせっかい

「気になるけど声をかけにくい」そんな時に勇気を出してかけた一言が、誰かの大きな支えになることがあります。“おせっかい”は、時に誰かにとっての安心につながることもありますね。

4 権利擁護の推進

認知症や障がいにより判断能力が十分でない状態であっても、日常生活で不利益を被ることなく、自分らしい生活を送ることができるよう権利擁護の取り組みを推進します。【成年後見利用促進計画】

● 後見支援センターを中心としたワーキング会議での情報共有、課題検討

子ども、高齢者、障がい者などへの虐待やDVなどの暴力を防止するため、相談・通報窓口の周知を進め、関係機関・団体と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。

● 要保護児童対策地域協議会などによる虐待の緊急性の判断や対応方針の決定



5 専門職による伴走支援と社会参加支援

必要な人に必要な情報やサービスが届くよう、自分から相談できない人に対して、伴走支援を行います。また、その人を取り囲む環境改善を目指し、家族や地域への支援も行います。さらに、必要に応じて関係機関や地域の団体などにつなぐなど、支援対象者一人ひとりに対応した社会参加を促します。

- アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 就労や地域活動へつなぐ参加支援

6 分野を越えた連携ができる体制づくり

誰もが安心して共生できる地域社会の実現に向け、福祉分野だけでなく、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、交通、都市計画など分野を超えて連携し、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」と「思い」が循環し、相互に支える、支えられる関係づくりを進めていきます。

- HOTねっと相談員の配置による連携強化
- HOTねっと運用による課題解決
- 重層的支援体制整備事業による福祉分野を超えた多分野での連携、地域づくりの促進

つながるアイデア 井戸端会議

定期的に地域の会館で開かれている井戸端会議。参加のきっかけは「おしゃべりしたかったから」。親しい人が増えるにつれて「困ったときに頼れる人がいる」という安心感を感じています。

2

つながり続けるアプローチ

地域住民が主体となった支え合い活動を支援することで、地域でのつながりを強化します。また、こどもから高齢者まで多世代の地域住民に加え、地域で活動している多様な団体、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が出会い、多種多様なつながりが広がっていく地域社会を目指します。



1 つながる機会づくり

地域住民が主体となった多様な居場所づくり、ゆるやかな見守り活動、生活支援や移動支援などの支えあい活動を支援し、地域でのつながりを強化します。また、多様な地域活動やボランティア活動を支援し、より多くの人が社会参加できるきっかけづくりを進めます。

- 地域パートナー（兼生活支援コーディネーター）の配置による地域活動支援
- ボランティア・市民活動センターによるコーディネート機能の充実

つながるアイデア

誰かのために使う時間

子育てがひと段落したので、地域の活動に参加するようになりました。最初は誰かのためと思っていただけ、自分自身が元気になっているように感じます。地域に関わることは、自分を支えることにもなるのですね。



2 多様な主体の連携促進

地域活動を実践している各種団体や、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が連携し、地域生活課題の解決に向けた活動展開につながるよう、地域ごとに多様な主体が出会い、話し合える機会を創出します。

- 地域生活課題の解決に向けた話し合いの場の開催



3 つながる人材の育成

誰もが地域の課題に対する関心を持ち、さまざまな形で地域活動に携われるよう情報提供や学習の機会を提供します。また、福祉と人権の意識を身につけられるよう、部落問題やインターネット上の人権侵害を始めとしたあらゆる差別を許さない地域社会に向けた意識啓発や教育を推進します。

- 人権啓発と教育の実施
- 各種講座やボランティア体験、職場体験推進
- 福祉学習プログラムの実施



つながるアイデア
あいさつ

「顔を知っている」だけで、あいさつが生まれる。あいさつが増えると、地域がちょっと明るくなる。そんな日々の積み重ねが、ちょっとした変化にも気づくことのできる関係性を育てているのだと思います。

3

もしもに備えたアプローチ

災害などの緊急時にも取り残される人がいないよう、また、子どもや高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみで連携した見守りのネットワークの充実を図ります。日頃の見守り体制の強化と防犯・防災対策を充実することで、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

1 防災対策

災害などの緊急時にも一人暮らしの高齢者や障がい者の安全が確保されるよう、日常的な見守り活動を推進します。さらに、引き続き自主防災組織や災害ボランティアの養成・支援を図ります。



一人で避難が難しい人に対して個別避難計画を策定し、いざという時の避難方法を確認します。

● 災害時緊急時対策の充実



つながるアイデア
防災訓練

最近災害のニュースが多いので、防災訓練に参加したら近所の方と話すようになりました。「もしも」のときの対応を知って、頼れる人もつくることは大切ですね。ふだんの関係づくりが、いざという時の力になると感じます。



防犯講演・セミナー

消防団屯所

2 防犯対策

● 地域の防犯活動や見守り活動の充実

防犯協議会をはじめとする地域の自主的な防犯活動を支援します

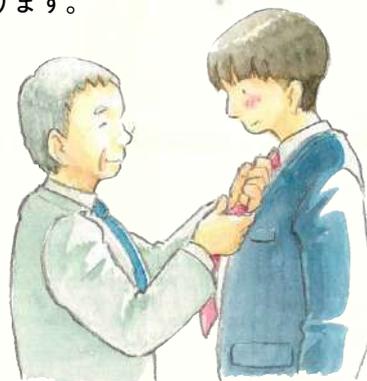
● 消費者被害防止の啓発と相談体制の充実

消費生活センターにおいて、消費者被害防止と相談支援体制の充実を図ります。

● 再犯防止の推進

保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、非行・犯罪、再犯防止と社会復帰を進めます。また、保健・福祉・医療などの各種サービスが必要な人に行き届くよう支援することで犯罪を防止するとともに、立ち直り、自立に向けた支援を進めます。【再犯防止推進計画】

● 特殊詐欺被害防止のための啓発や自動通話録音装置の無償貸与警察と連携し、特殊詐欺の被害防止に取り組みます。



つながるアイデア

お互いさまの関係性

私はいつも「手伝ってもらってばかりで何もできない」と思っていたけど、あいさつや隣近所への声かけで少しは貢献できているのかなと思うようになりました。みんなが地域のなかで“私にもできること”を見つけられるといいですね。

市の計画をかたちづくる

13小学校区の活動目標（令和8年度→12年度）

それぞれの地域の特性を活かしたり、課題を見つめながら地域の実態に合った地域福祉活動を進めるため、小学校区ごとにワークショップを開催。各地域で3回の検討を経て「地域福祉活動目標」を考えました。

① 楠小学校区

人口：10,191人 世帯数：5,148世帯 高齢化率：36.1%

1. つながり、学びあい、助け合う、多世代交流の輪を広げる
2. 地域資源を活かし、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める

② 小山田小学校区

人口：7,264人 世帯数：3,631世帯 高齢化率：37.9%

1. 気軽に集い、交流できる居場所を整備・運営し、多世代のつながりを促進する
2. 地域資源を活用した支え合いの仕組みづくり

③ 長野小学校区

人口：14,062人 世帯数：7,003世帯 高齢化率：31.7%

1. 「つながり」を育み、安心して暮らせる地域へ
2. 「継続」を大切に、未来へつなぐ地域の創造に

④ 天野小学校区

人口：4,326人 世帯数：2,173世帯 高齢化率：47.0%

1. 顔の見える関係を育み、誰もが気軽に集い交流できる地域をつくる
2. 身近な困りごとに関心を持ち、多様な主体で支え合う仕組みをつくる

⑤ 南花台小学校区

人口：6,686人 世帯数：3,330世帯 高齢化率：47.4%

1. 多世代がつながる・ささえ合う「南花台コミュニティ」を育む
2. 誰もが「できること」で活躍できる場をつくる

⑥ 高向小学校区

人口：3,642人 世帯数：1,775世帯 高齢化率：45.5%

1. 多世代が交流し互いに支えあい心豊かな地域社会をめざす
2. 地域資源をいかし、ともに創りあげる地域を育む

⑦ 加賀田小学校区

人口：5,941人 世帯数：2,883世帯 高齢化率：43.3%

1. 多世代のつながりを深め、誰もが孤立しない地域づくり
2. 住民一人ひとりの「困った」を支え合う仕組みづくり



8 千代田小学校区

人口：15,029人 世帯数：7,425世帯 高齢化率：29.84%

1. 多世代交流の促進と居場所づくり
2. 地域住民による支え合いの体制の構築



活動のご相談は地域パートナーへ
地域のつながりを広げていくため、
小学校区ごとに配置しています。お
困りごとや活動のアイデアなど、お
気軽にご相談ください。

9 石仏小学校区

人口：4,948人 世帯数：2,372世帯 高齢化率：40.2%

1. ふれあいの輪を広げ、誰もが安心して過ごせる居場所づくり
2. 地域資源を活かし、未来世代を育む支え合いの仕組み

10 三日市小学校区

人口：12,290人 世帯数：6,116世帯 高齢化率：30.0%

1. 多世代が交流し、学び合い、共に成長できる地域共育の推進
2. 地域資源を活かし、気軽に集える居場所づくりを検討する

11 美加の台小学校区

人口：6,467人 世帯数：2,979世帯 高齢化率：41.8%

1. 助け合い・支えあい
安心の広がるまちづくり
2. 子どもを育みやすい
まちづくり

12 川上小学校区

人口：5,965人 世帯数：2,973世帯 高齢化率：50.4%

1. 多世代のつながりを深め、
支え合いの輪を広げる
2. 誰もがいきいきと
活躍できる場を創出する

13 天見小学校区

人口：734人 世帯数：383世帯 高齢化率：53.9%

1. 多世代が交流し、活気あふれる地域をつくる
2. 支え合いの輪を広げ、誰もが安心して暮らせる地域をつくる



地域の目標を考えるプロセス ワークショップのすすめかた

ここで紹介している地域の活動目標は、13小学校区ごとに3回のワークショップを経て決まったものです。ワークショップとは、立場や役職に関わらず公平に意見を出し合える会議形式のこと。前回の計画づくりから本格的に導入し、地域のことを話し合う場になっています。

また、各地域では計画づくりの有無に関係なく毎年1回以上話し合いの機会を設けており、移動支援や集まれる場づくりなど、住民目線で多くの活動が生まれています。



左/ふせんに意見やアイデアを書き込みグループごとに検討。右上/会場のようす。右下/最後にグループでの検討内容を全体で共有。

Q ところで、地域福祉計画ってなんですか？

A 「みんなが安心して自分らしく暮らせる地域をめざした、みんなで作る未来図」です。

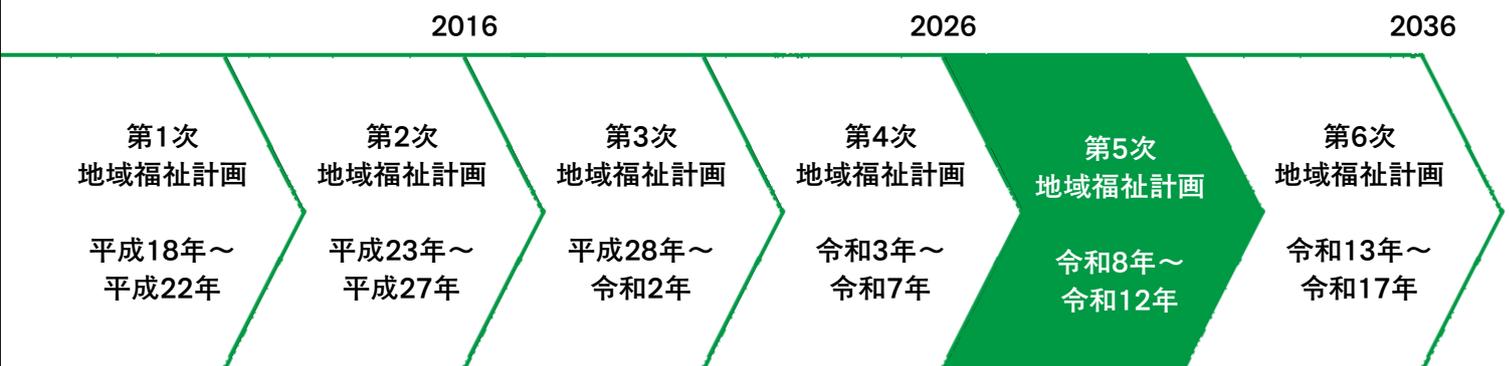
地域福祉とは、地域で困りごとを抱える人たちを、地域に住むみんなで支え、解決していく仕組みのことです。特定の誰かだけを助けることでなく、こどもから高齢者、障がいのある人、外国人など、地域で暮らすすべての人が支え合って、自分らしく安心して暮らせることを目指します。

「河内長野市第5次地域福祉計画」は、福祉に関するさまざまな計画の基本となる上位計画です。この計画では、福祉分野の取り組みに共通する理念を整理し、令和8年度から令和12年度までの5年間における方向性を明確に定めます。

また、社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、行政、民間、住民、ボランティア団体、NPO などすべての主体で同じ理念や課題を共有しながら、より強力な協働体制を築いていくことが可能になります。

河内長野市では「ほっとかへん。」をキーワードに、顔の見える関係を築き、支え合える地域づくりを進めます。

基本理念 つながり・支え合いがひろがる河内長野
～「ほっとかへん。」をめざしたまちづくり～



Q 計画の期間が終わる5年後は、どうなっているの？

A みんなで取り組みを進めていくことができれば、今よりも、「楽しい」「嬉しい」「幸せ」が増えています。

たとえば、これまで福祉サービスを受けるだけだった人が、得意なことを活かして社会の一員として活躍できればステキですね。ほんの少し視点を変えれば、「守られる人」にも「地域を良くする人」の側面が見えるかもしれません。

令和8年からの5年間では、地域のつながりをひろげ、その関係性の中で「支える側」「支えられる側」の垣根を超えていくことをめざします。

大人もこどもも、障がいがあってもなくても、日本人でも外国人でも、地域に暮らすすべての人がつながり、支え合いながら笑顔で暮らす、そんな河内長野市でありますように。



データで見る地域福祉

「地域共生社会実現に向けた市民アンケート報告書」
(令和7年3月河内長野市)より

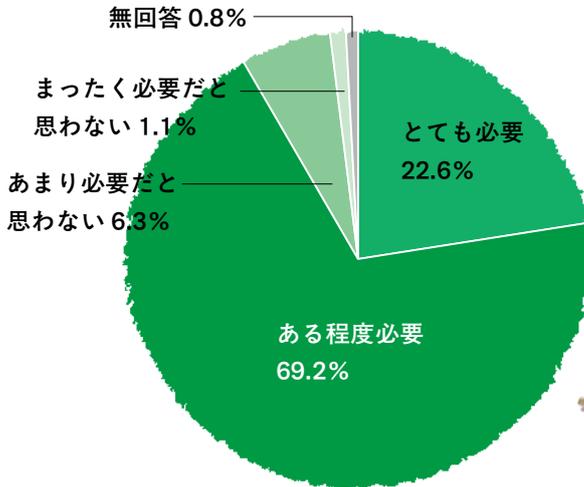


報告書はこちらから→

助け合いは必要だと思っても、自分が助けられるのはちょっと苦手です。

Q

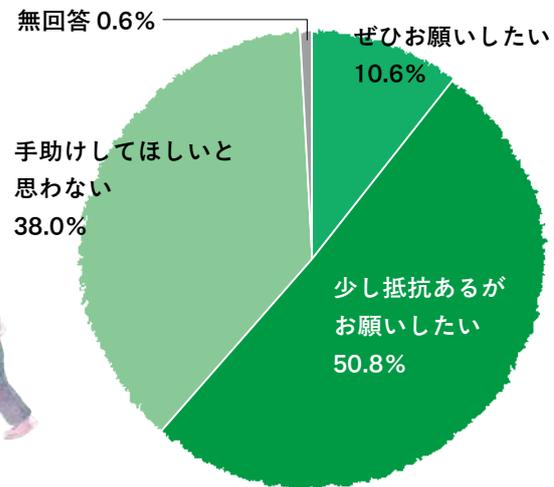
あなたは、地域での住民相互の自主的な
支え合い、助け合いの必要性について
どう思いますか？



「とても必要」「ある程度必要」の合計で91.8%の人が地域での住民相互の自主的な支えあい、助け合いが必要と考えています。

Q

あなたやご家族が日常生活で介助や支援が
必要になった場合、近所の人などから
手助けをしてもらうことについてどう思いますか？



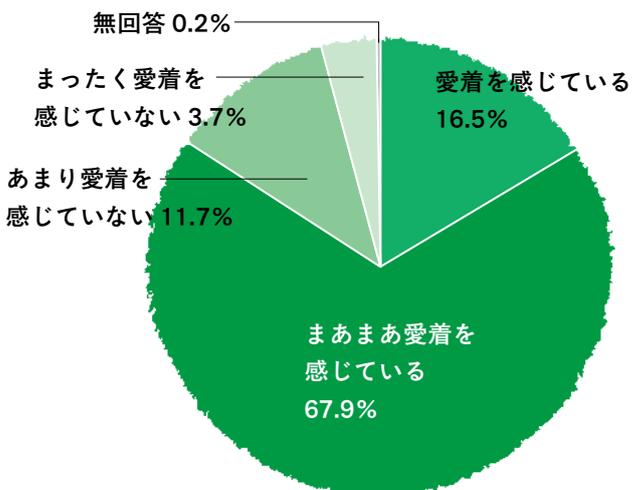
「ぜひお願いしたい」と「少し抵抗感があるがお願いしたい」の合計は61.4%。前の問いで助け合いの必要性を感じる人が9割を占めたのに対して、手助けをしてもらうことに対して抵抗感があることが分かります。



地域への愛着は強いけど、地域の活動に加わるのはちょっとハードルが高い？

Q

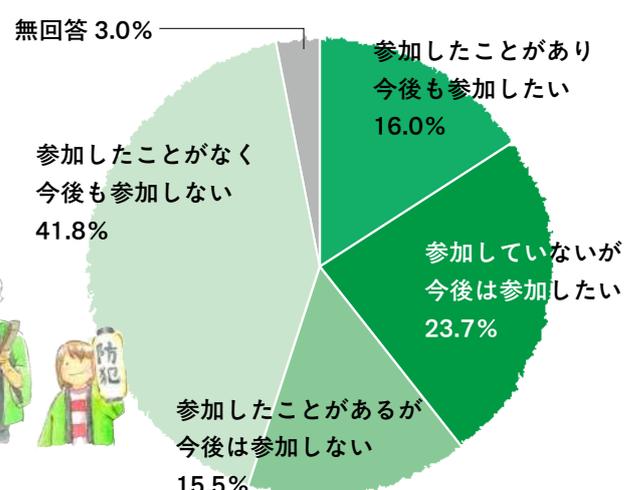
今お住まいの地域に対して、
どのように感じていますか？



「まあまあ愛着を感じている」が67.9%、「強い愛着を感じている」が16.5%と、合わせて84.4%の人が居住地域に愛着を感じています。

Q

各種ボランティア活動や地域活動に
スタッフとして参加したことがありますか？
また、今後の参加意向についてはいかがですか？



「参加したこともなく、今後も参加しない」が41.8%と最も多く、次いで「参加していないが、今後は参加してみたい」が23.7%。活動のすそ野を広げる努力が求められているようです。



地域福祉計画では、「助けてほしい」と言いやすい地域やいろいろなイベントや活動に参加しやすい地域を目指しています。

私たちが支えます。

地域福祉を支えるプロフェッショナル

困ったことや不安なこと、わからないことがあったら、私たちにご相談ください。
子育てや障がい、高齢、介護など分野ごとの専門家が支援を行っています。

子育てのことなら

誰かに聞いてみたいと思ったこと、ちょっと困ったことなどを気軽に相談できます。子育て・子育てを応援するスタッフがお待ちしています。

● 子ども・子育て総合センター あいっく
☎ 0721-50-4664



障がいのことなら

障がい者やその家族から日常生活や就労、日中活動の場などさまざまな相談に応じています。また、ピアカウンセリングも行っています。

● ピアセンター
かわちながの
☎ 0721-70-7002
FAX: 0721-70-7003



どこに相談するか分からないときは

住み慣れた地域で安心した生活ができるように、地域の方々や支援機関と連携し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と一緒に取り組みます。

● 社会福祉協議会
☎ 0721-65-0133



生活に関わる経済的な悩みのことなら

就職に向けた支援や家計の立て直しなどの様々な支援を行いながら、解決に向けて一緒になって取り組みます。

● 市役所 地域福祉高齢課
☎ 0721-53-1111 (代表)



高齢者のことなら

保健師・社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの連携により総合的な支援に取り組んでいます。介護サービスや認知症などのご相談は、ご家族や地域の方でも大丈夫です。

● 東部地域包括支援センター ☎ 0721-52-0180
● 中部地域包括支援センター ☎ 0721-55-3451
● 西部地域包括支援センター ☎ 0721-56-6600

最後に確認!

あなたの「つながり度」は?

あてはまるものにチェック「✓」を入れてみましょう!

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 今よりもう少し地域の人と仲良くなりたいと思う | <input type="checkbox"/> |
| ② ご近所の人とあいさつを交わすことがある | <input type="checkbox"/> |
| ③ 地域の行事やイベントに年1回以上参加している | <input type="checkbox"/> |
| ④ 困ったときに頼れる家族以外の方が近所にいる | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 地域の回覧板や掲示板の内容を確認している | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 子どもや高齢者など、近所のひとを気にかけている | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 老人クラブや公民館クラブ、趣味のサークルなど、家族以外のコミュニティに参加している | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ この1週間で家族以外の誰かと話をして笑った | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ この1週間で4日以上外出(近所へのお買い物なども含む)をした | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ この1週間で誰か(家族含む)と一緒に食事をした | <input type="checkbox"/> |

10~8個 上級

あなたはきっと地域の人気者でしょう。これからもそのつながりを大切にしてください。

7~4個 中級

あと一歩でつながり名人を目指せます。できそうなことから始めてみましょう。

3~0個 初級

まずは、あいさつやイベント参加など小さな一歩から始めてみましょう。地域はあなたを待っています!

発行元/お問い合わせ (2026年●月発行)

河内長野市地域福祉高齢課 河内長野市原町1丁目1番1号 ☎0721-53-1111 (代表)

河内長野市社会福祉協議会 河内長野市喜多町663-1 イズミヤ4階内 ☎0721-65-0133 (代表)

河内長野市第5次地域福祉計画

河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

かわちながの
つながり・支えあい推進プラン

(資料編)

河内長野市
河内長野市社会福祉協議会

1. 地域福祉計画について

本計画は、社会福祉法第107条に基づく計画で、同法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を内包しています。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画を内包しています。

本計画は、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に共通する理念を柱として総合的な福祉施策の推進についての方向性を示すことから、福祉の分野別計画との調和を取った福祉分野の上位計画として位置づけられます。

さらに、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、理念や課題を共有しながら相互に補完する必要があるため、両計画を一体的に策定します。

【参考】社会福祉法（抄）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

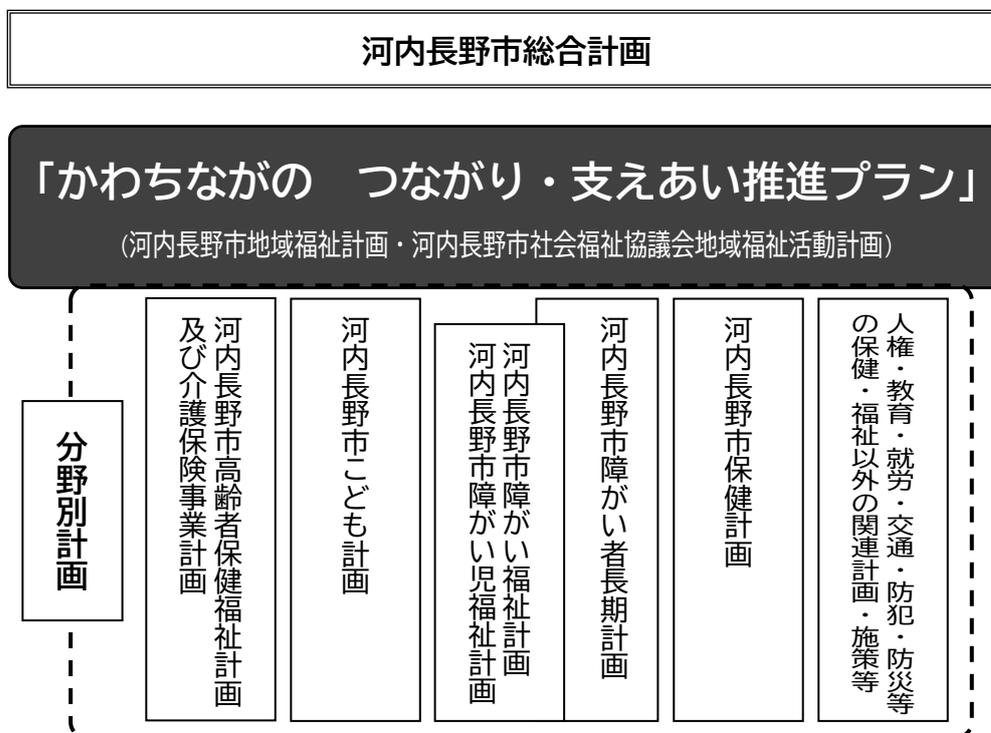
【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(1) 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としますが、福祉制度の改正や社会情勢の大きな変化があった場合には、必要に応じて見直します。

2. 計画策定までの取り組み

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課の委員による「地域福祉計画策定委員会」において検討し、併せて社会福祉協議会と協議を重ねることで素案を作成しました。その後、学識経験者、医療・福祉関係者、地域団体等の代表者で構成される「地域福祉推進協議会」で審議を行いました。

(2) 地域ワークショップの開催

令和7年1月から令和●年●月にかけて、計画の策定過程に幅広く市民が参画する機会として小学校区ごとに地域ワークショップを開催しました。地区（校区）福祉委員会や自治会、地域まちづくり協議会、民生委員・児童委員、老人クラブなど各種団体や社会福祉施設、医療機関などからのベ●人の参加をいただき、各小学校区における新たな地域福祉活動の目標を検討しました。

実施回数：39回（各小学校区3回ずつ実施）

内容：

- ①これまでの地域福祉活動目標の振り返り
- ②各小学校区における新たな地域福祉活動の目標検討
- ③新たな地域福祉活動の目標に向けた取り組み・活動の検討

参加者数：

1回目：402人

2回目：

3回目：

(3) アンケートの実施

令和6年7月から9月にかけて、市民を対象にした「地域共生社会実現に向けた市民アンケート」及び福祉委員を対象とした「福祉委員意識調査」を実施しました。また、令和7年9月に、各施策に設定する参考指標の現状値を把握するため、L o G o フォームを活用した「地域福祉の推進に関するオンラインアンケート」を実施しました。

①地域共生社会実現に向けた市民アンケート

調査対象者：20歳以上の市民（無作為抽出）2,000名

有効回答数：708件（有効回答率35.4%）

②福祉委員意識調査

調査対象者：福祉委員及び協力員 1,032名

有効回答数：600件（有効回収率58.1%）

③地域福祉の推進に関するオンラインアンケート

調査方法：アンケートフォーム（L o G o フォーム）により実施

有効回答数：●件

(4) パブリックコメントの実施

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを募集しました。

募集期間：令和●年●月●日から令和●年●月●日

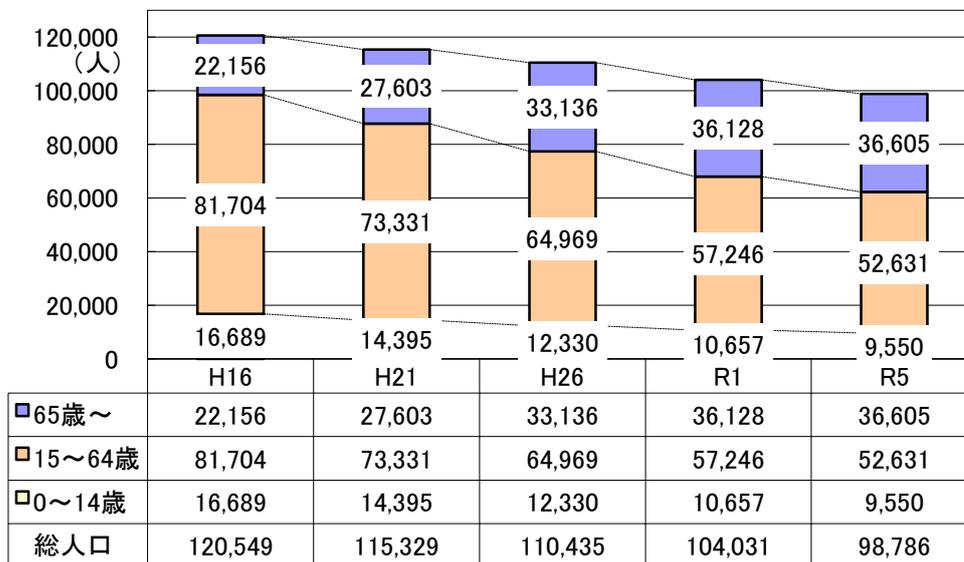
意見件数：●件

3. 統計等からみる本市の地域福祉を取り巻く現状

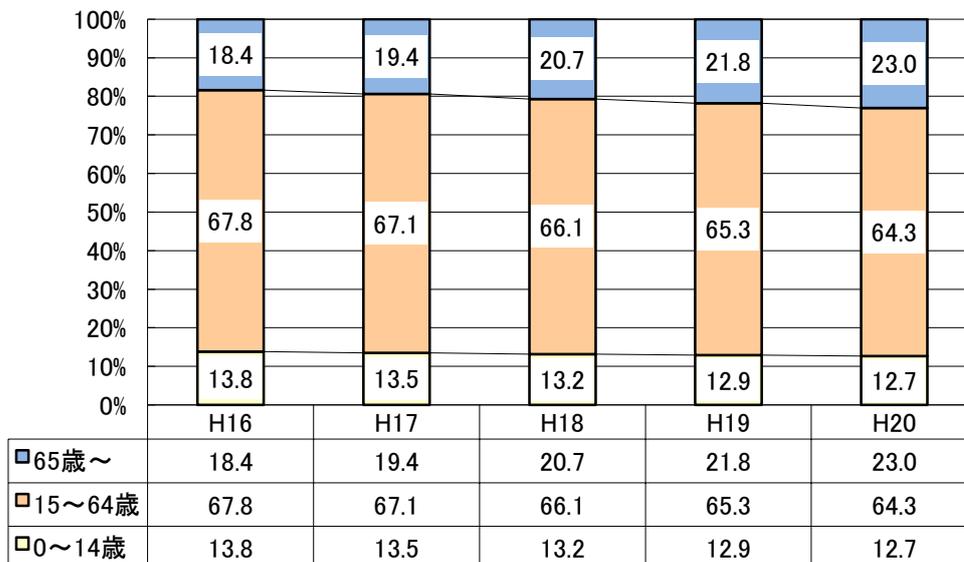
(1) 人口の動向

本市の人口は平成12年をピークに減少し続けています。年齢階層別人口構成をみると、65歳以上の老年人口割合は年々増加している一方で、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口割合は年々減少しており、市全体の高齢化率は37.0%となっています。

■ 年齢階層別人口構成比較（数値）



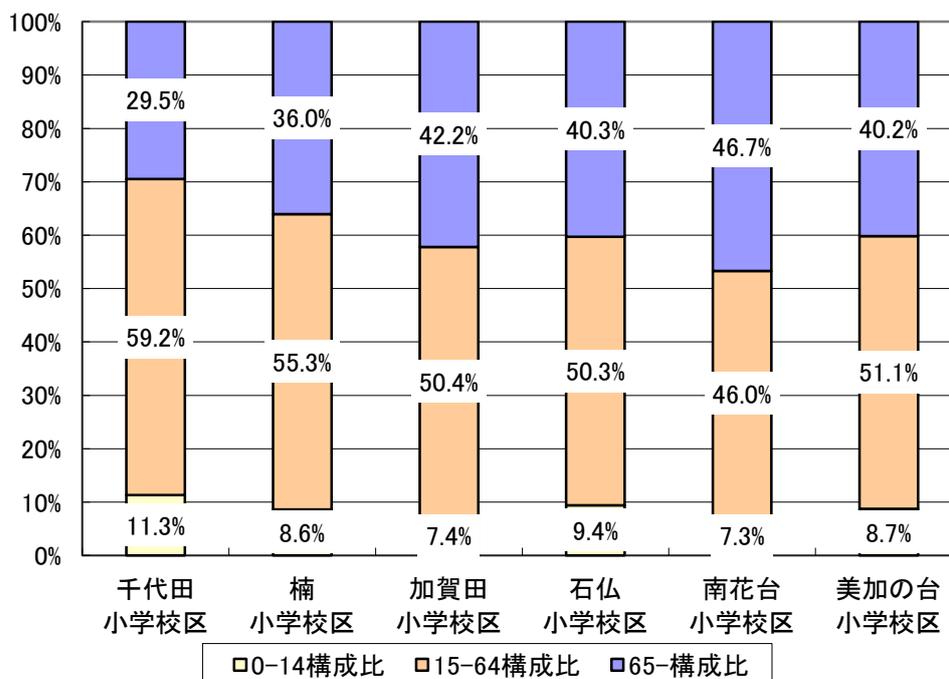
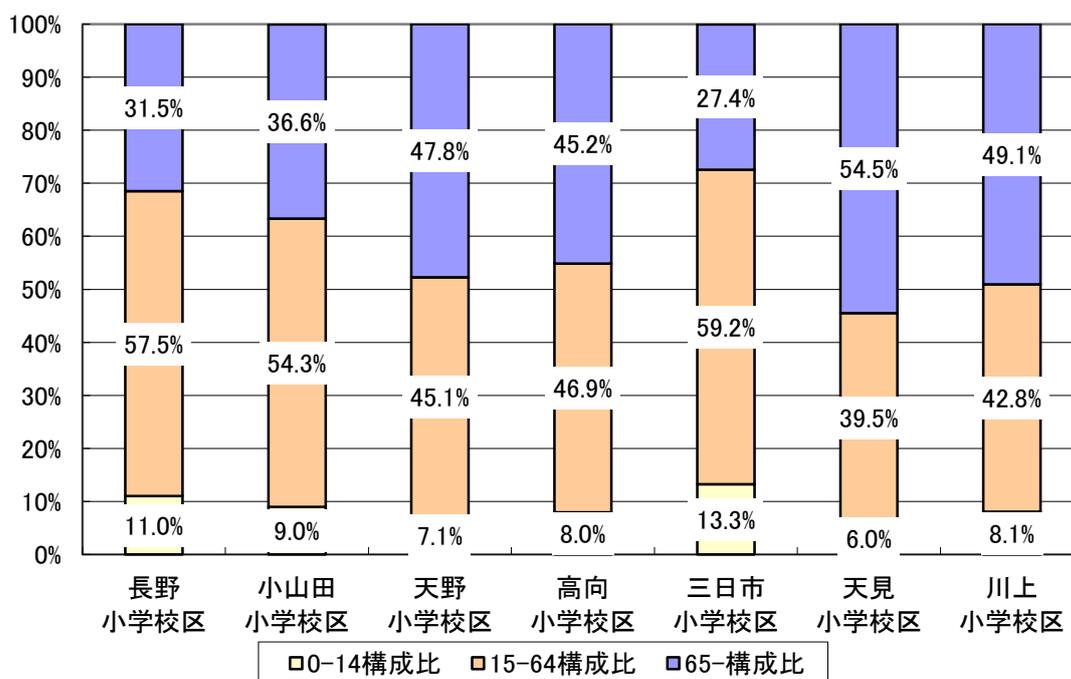
■ 年齢階層別人口構成比較（割合）



※構成比合計が100%となるよう、一部端数調整を行っています。

小学校区別の校区別年齢階層別人口構成をみると、天見小学校区(高齢化率 54.5%)、川上小学校区(同 49.1%)、天野小学校区(同 47.8%)は高齢化率が特に高くなっています。

■校区別の年齢階層別人口（割合）



高齢化率の推移についてみると、河内長野市、大阪府、全国のいずれも上昇傾向にあります。本市の高齢化率は平成 22 年以降、全国や大阪府の平均よりも高い数値となっています。

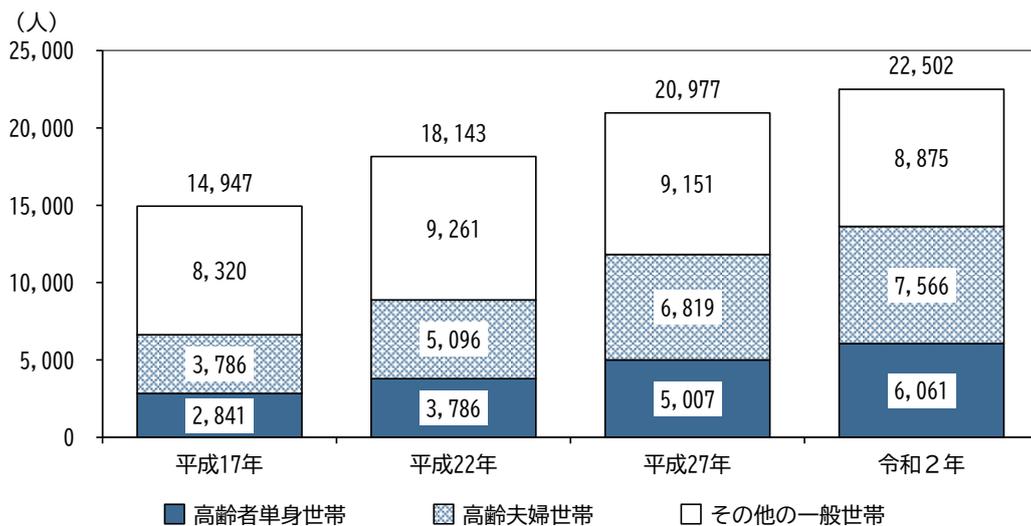
■河内長野市・大阪府・全国の高齢化率の推移

<グラフ掲載予定>

(2) 高齢者世帯の動向

本市の 65 歳以上の高齢者のいる一般世帯数は年々増加しており、令和 2 年で 22,502 世帯となっています。また、令和 2 年の高齢単身世帯は 6,061 世帯、高齢夫婦世帯は 7,566 世帯で、平成 17 年よりそれぞれ約 2.1 倍、約 2.0 倍と増加しています。

■高齢者世帯の推移

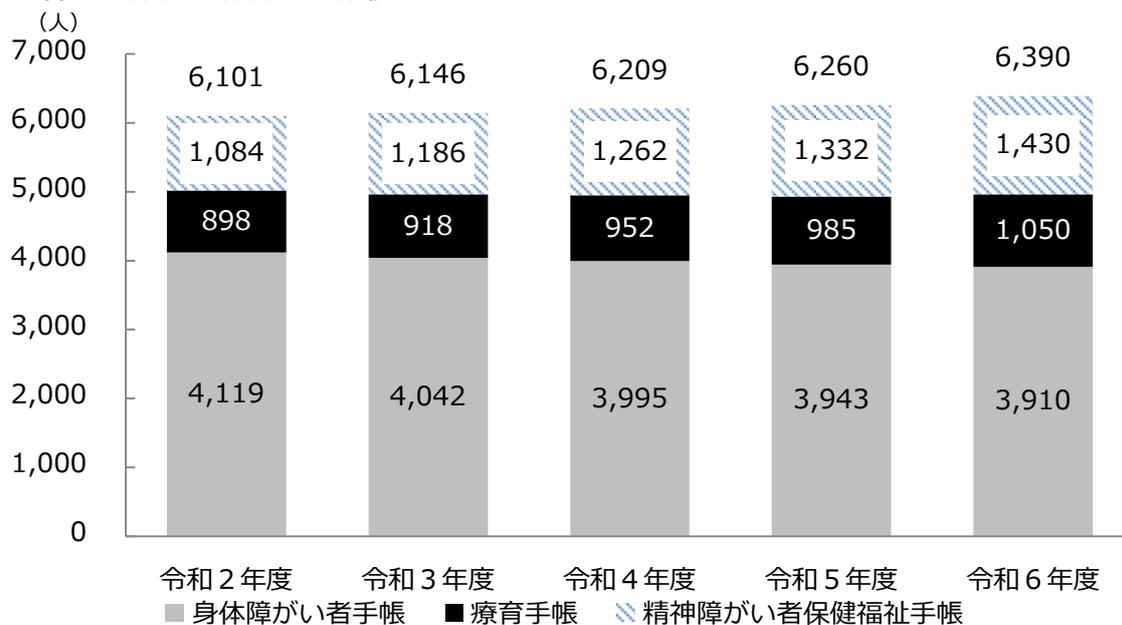


(3) 支援ニーズの状況

①障がい者に関わる状況

障がい者手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳は減少傾向、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳は年々増加傾向にあります。

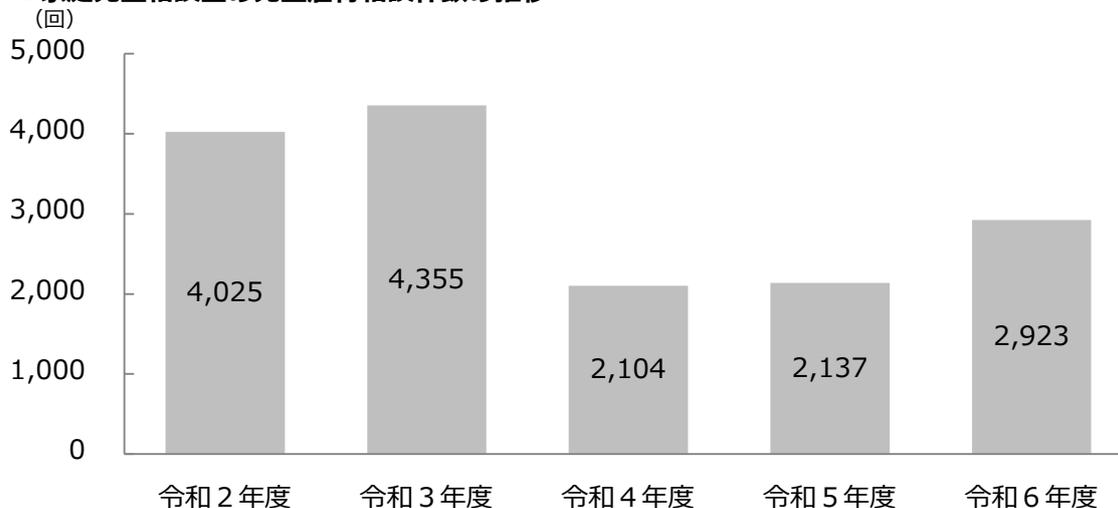
■障がい者手帳所持者数の推移



②子どもに関わる状況

家庭児童相談室の児童虐待相談件数の推移についてみると、令和4年度に大幅減少しましたが、令和6年度は再び増加しています。

■家庭児童相談室の児童虐待相談件数の推移

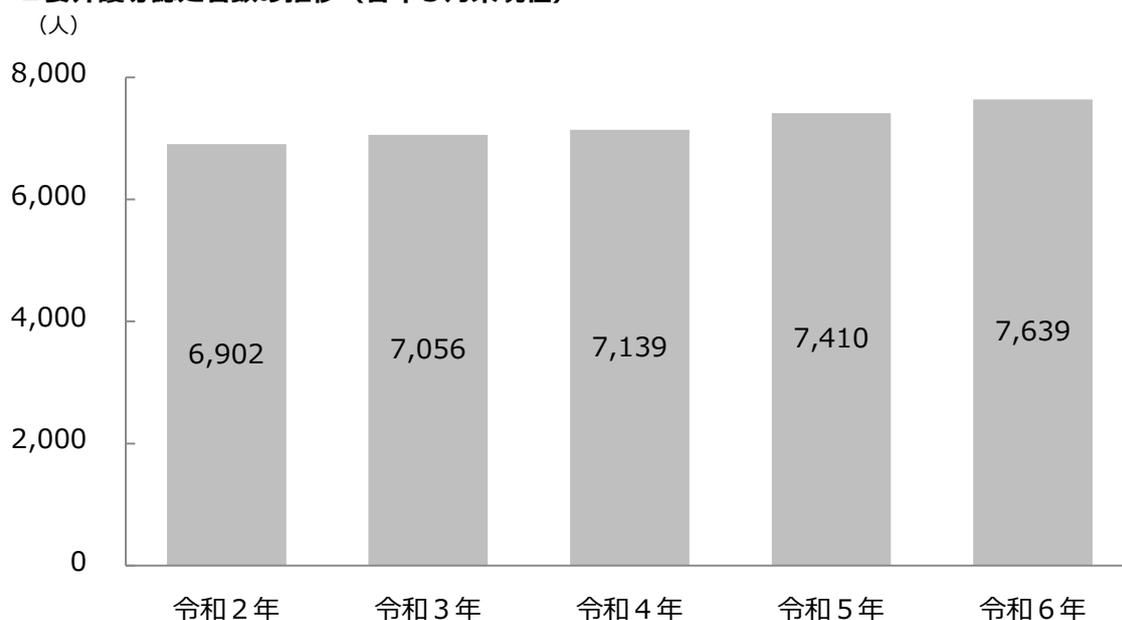


③高齢者に関わる状況

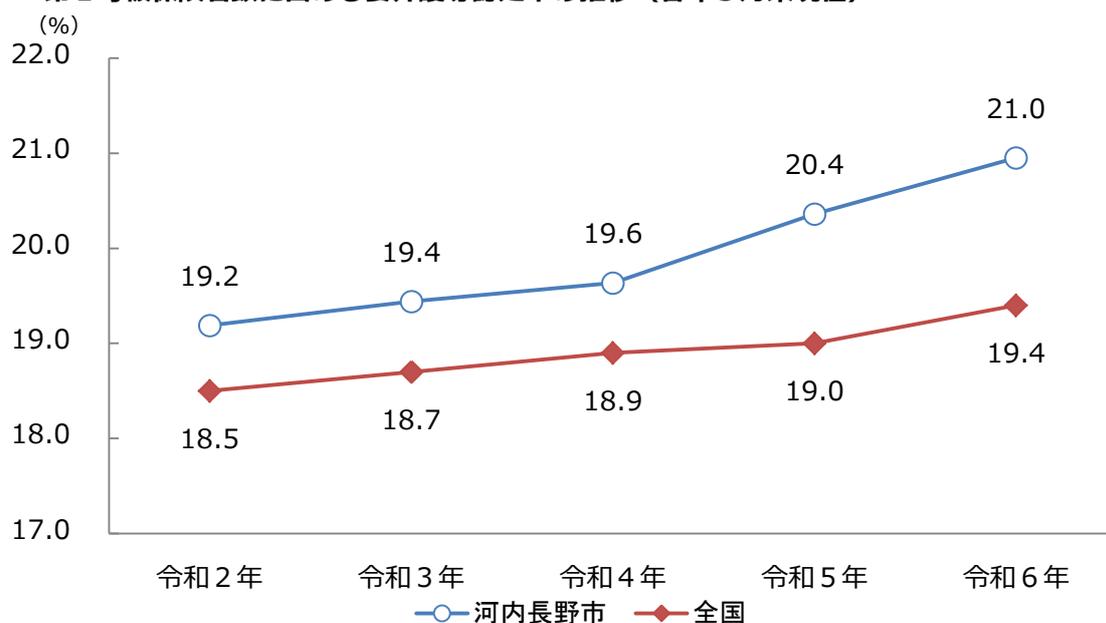
要介護等認定者数の推移をみると、令和4年まではゆるやかに増加していましたが、令和5年以降は増加率が高くなっています。

第1号被保険者数に占める要介護等認定率の推移をみると、要介護等認定者数と同様に令和5年以降上昇率が高くなっており、全国平均と比べても高い水準となっています。

■ 要介護等認定者数の推移（各年3月末現在）



■ 第1号被保険者数に占める要介護等認定率の推移（各年3月末現在）

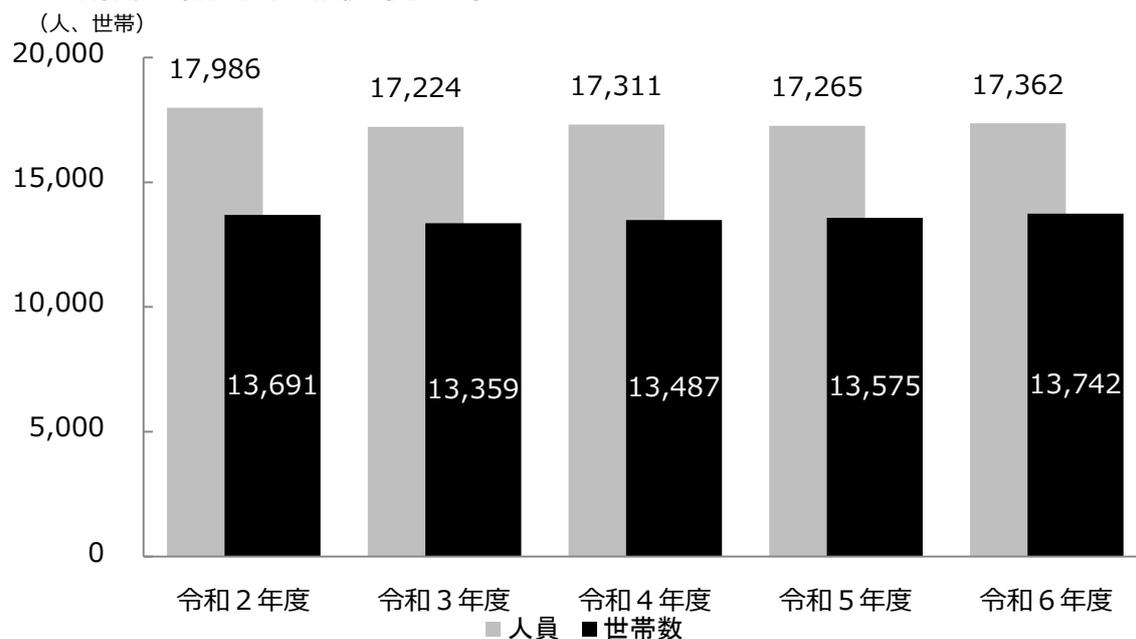


④生活保護・生活困窮に関わる状況

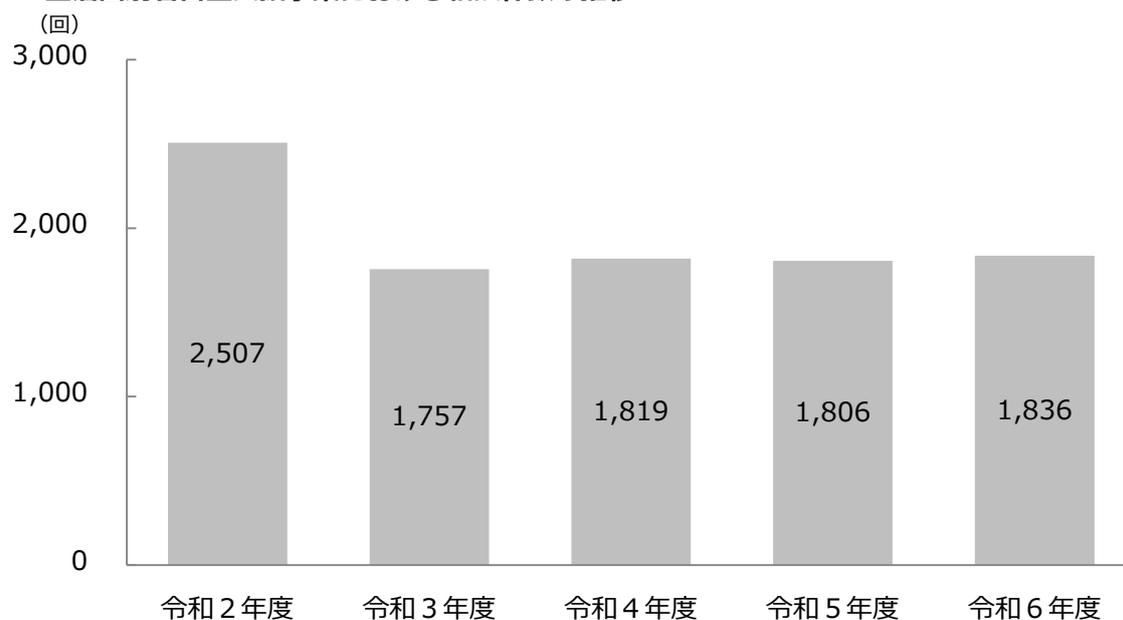
生活保護受給世帯等の推移についてみると、世帯数は年度ごとに多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、人員数についても令和3年度以降ほぼ横ばいとなっています。

生活困窮者自立支援事業における相談件数についてみると、令和3年度に大幅減となりましたが、令和4年度以降はゆるやかに増加しています。

■生活保護受給世帯等の推移（延べ数）



■生活困窮者自立支援事業における相談件数の推移



(4) アンケートから見えてくる本市の課題

①調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、地域共生社会実現に向けた市民アンケートを実施するとともに、地域活動の担い手から広く意見聴取するため、福祉委員向けアンケートを実施しました。

	市民意識調査	福祉委員意識調査
調査対象	20歳以上の市民から無作為抽出	令和6年4月1日時点における福祉委員及び協力員
調査方法	郵送による配布・回収	各地区（校区）福祉委員長を通じ福祉委員等へ配布、郵送等による回収
調査期間	令和6年8月28日～9月13日	令和6年7月1日～9月30日
配布数	2,000通	1,032通
回答数	708通（回収率35.4%）	600通（回収率58.1%）

※アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

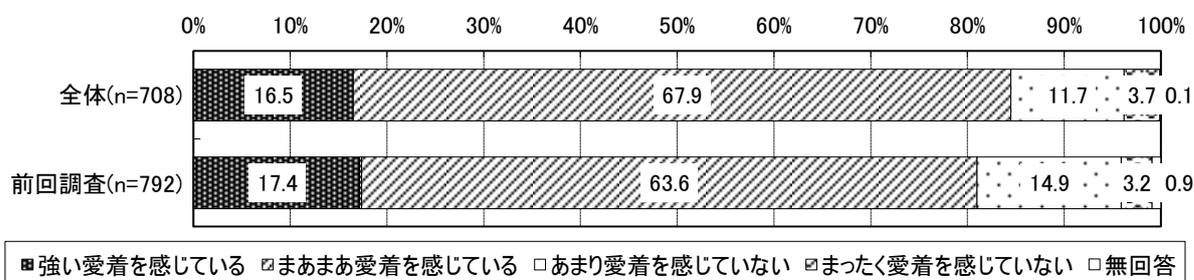
※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

②地域のつながりに関すること

(ア) 地域への愛着

地域への愛着についてみると、「まあまあ愛着を感じている」が67.9%、「強い愛着を感じている」が16.5%と合わせて84.4%の人が居住地域に愛着を感じています。

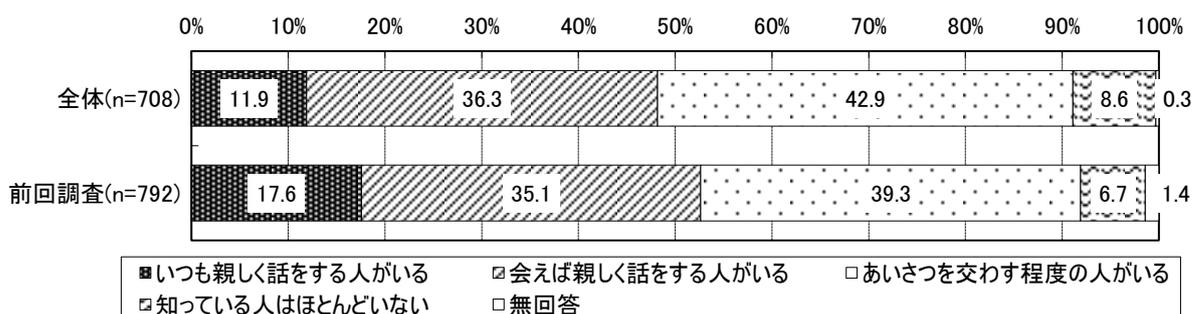
前回調査と比べると、愛着を感じる人は若干増えています。



(イ) 近所づきあいの程度

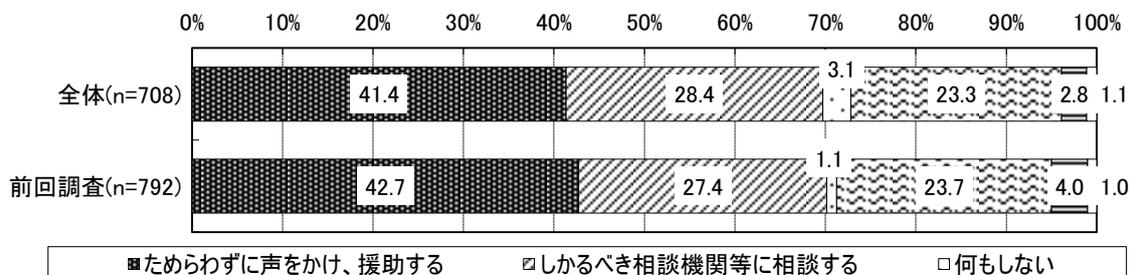
近所づきあいの程度についてみると、「あいさつを交わす程度の人がいる」が42.9%、「会えば親しく話をする人がある」が36.3%、「いつも親しく話をする人がある」が11.9%、「知っている人はほとんどいない」が8.6%の順となっています。

前回調査と比べると、「あいさつを交わす程度の人がある」「会えば親しく話をする人がある」と答える人が増え、「いつも親しく話をする人がある」と答える人が減っています。



(ウ) 地域で困っている人に出会った時の対応

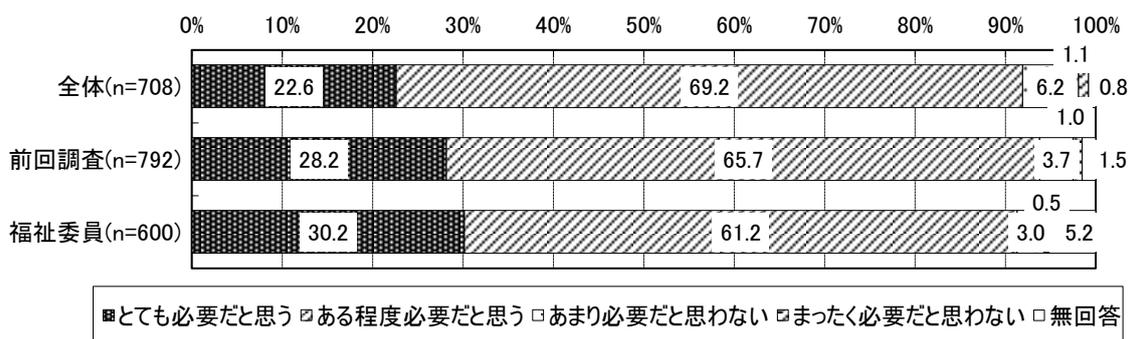
地域で困っている人に出会った時の対応については、「ためらわずに声をかけ、援助する」が41.4%、「しかるべき相談機関等に相談する」が28.4%、「わからない」が23.3%となっています。



(工) 住民相互の支え合いや助け合いの必要性

住民相互の支え合いや助け合いの必要性についてみると、「ある程度必要だと思う」が 69.2%、「とても必要だと思う」が 22.6%と、合わせて 91.8%の人が地域での住民相互の自主的な支え合い、助け合いが必要と答えています。

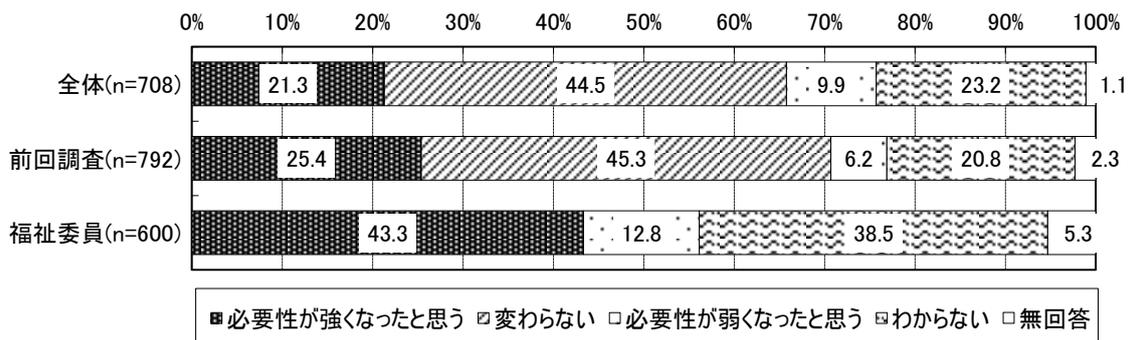
また、福祉委員調査では、「ある程度必要だと思う」が 61.2%、「とても必要だと思う」が 30.2%となっており、多くの人が必要性を感じていることがわかります。



以前（約5年前）と比べた市民相互の支え合いや助け合いの必要性の変化についてみると、「変わらない」が44.5%、「わからない」が23.2%、「必要性が強くなったと思う」が21.3%、「必要性が弱くなったと思う」が9.9%となっています。

前回調査と比べると、「必要性が強くなったと思う」と答える人が減り、「必要性が弱くなったと思う」と答える人が増えています。

また、福祉委員調査では「必要性が強くなったと思う」が43.3%で最も多く、普段から福祉活動に携わる人の方が必要性を感じていることがわかります。

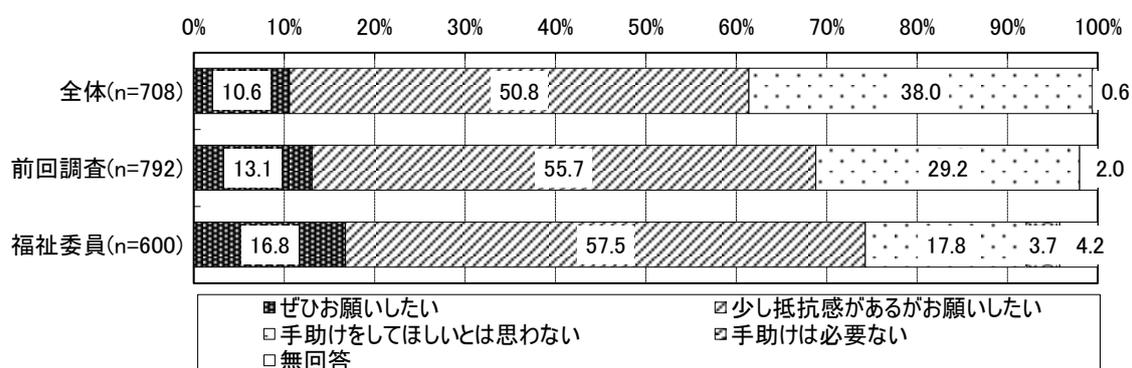


※福祉委員調査の選択肢：「必要性が強くなった」「必要性が弱くなった」「わからない」

(オ) 日常生活や災害時に支援が必要な時、近所からの手助けの必要性

日常生活で支援等が必要になった場合、近所から手助けをしてもらうことについては、「少し抵抗感があるがお願いしたい」が 50.8%、「手助けをしてほしいとは思わない」が 38.0%、「ぜひお願いしたい」が 10.6%となっており、前回調査より手助けをお願いしたいという人が減っています。

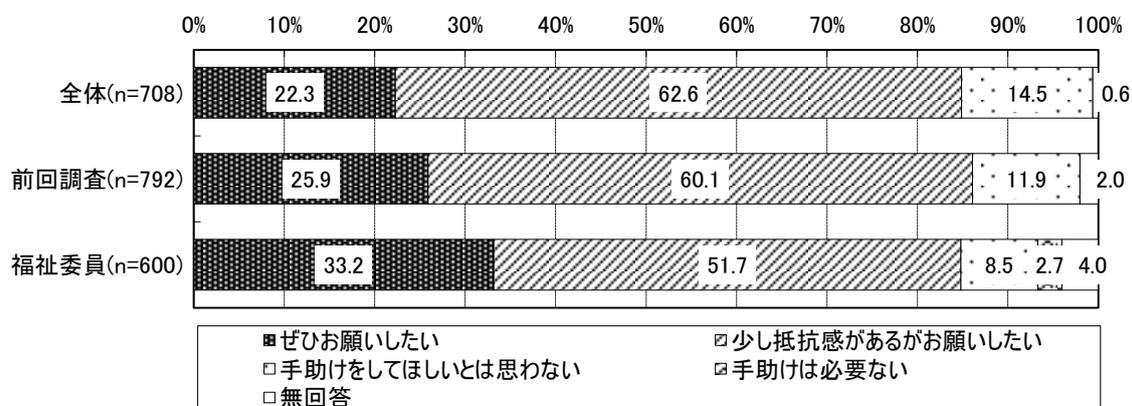
また、福祉委員調査では「ぜひお願いしたい」と「少し抵抗感があるがお願いしたい」の合計が 74.3%となっており、普段から福祉活動に携わる人の方が、抵抗感が低いことがわかります。



※「手助けは必要ない」の選択肢は福祉委員調査のみ

災害により日常生活に支障が生じた場合、近所から手助けをしてもらうことについては、「少し抵抗感があるがお願いしたい」が62.6%、「ぜひお願いしたい」が 22.3%、「手助けをしてほしいとは思わない」が14.5%となっています。

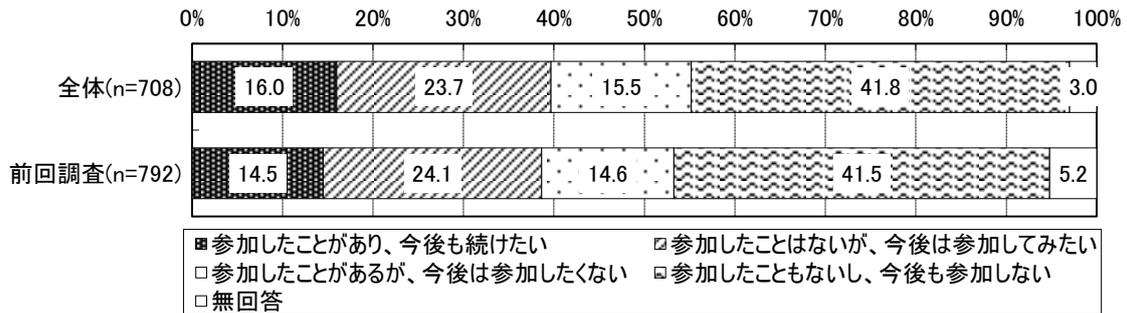
また、福祉委員調査では「少し抵抗感があるがお願いしたい」が 51.7%、「ぜひお願いしたい」が 33.2%となっています。



※「手助けは必要ない」の選択肢は福祉委員調査のみ

(カ) 各種ボランティア活動や地域活動におけるスタッフとしての参加経験

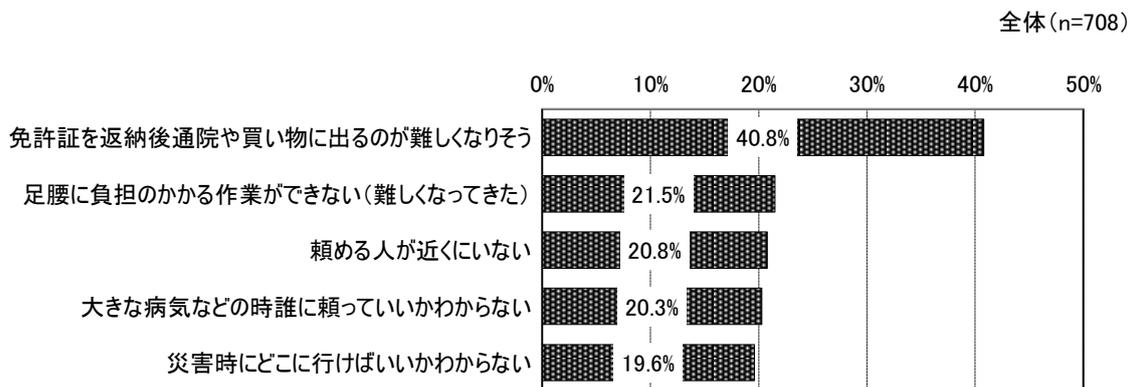
各種ボランティア活動や地域活動におけるスタッフとしての参加経験についてみると、「参加したこともないし、今後も参加しない」が41.8%と最も多く、次いで「参加したことはないが、今後は参加してみたい」が23.7%、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」が16.0%、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」が15.5%となっています。



③ 困りごとや相談に関すること

(ア) 日常生活で不安に感じていること（上位5項目）

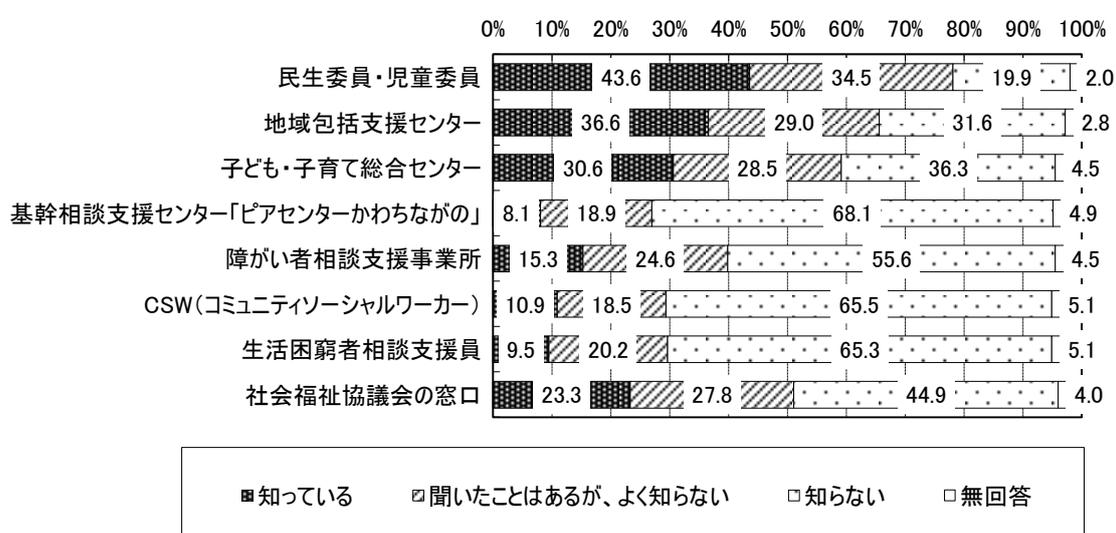
日常生活で不安に感じていることとして、最も上位に表れているのは、免許証を返納後の通院や買い物（40.8%）となっています。次いで足腰に負担のかかる作業が難しいこと（21.5%）や、頼める人が近くにいないこと（20.8%）などが表れています。



(イ) 各種相談機関の認知度

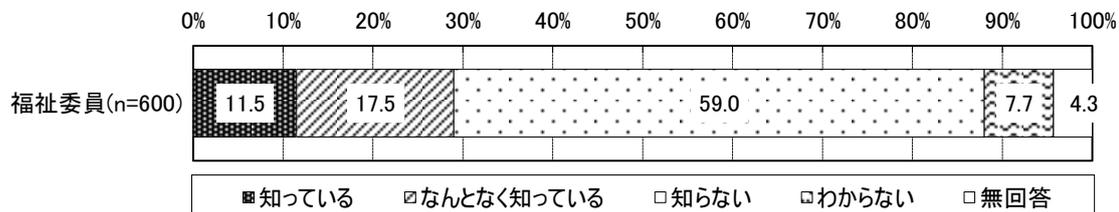
各種相談機関の認知度をみると、民生委員・児童委員が43.6%で、最も認知度が高くなっています。次いで、地域包括支援センター（36.6%）や子ども・子育て総合センター（30.6%）といった、高齢者や子育て世帯対象の相談機関についての認知度が高くなっています。反対に、基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業所、CSW、生活困窮者相談支援員については、半数以上が知らないと回答しています。

全体 (n=708)

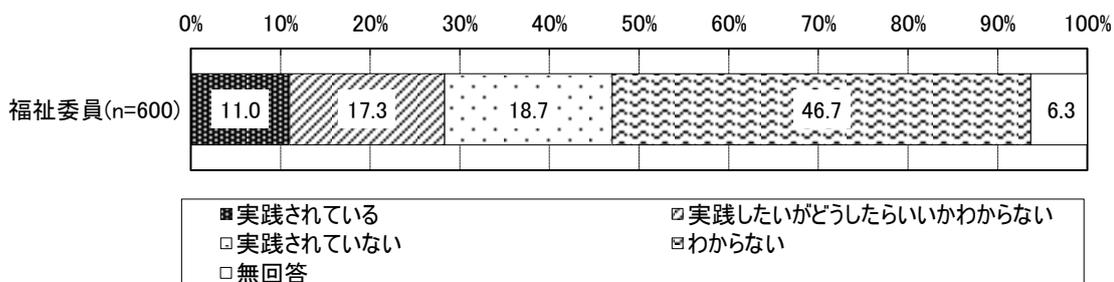


④連携に関すること

福祉委員調査において、市で実施する「重層的支援体制整備事業」の認知度をみると、「知っている」と「なんとなく知っている」の合計が29.0%となっています。



福祉委員活動の中に「地域共生社会」の考え方が実践されているかについては、「わからない」が46.7%と最も多く、地域共生社会の理念を普及する必要があることがわかります。

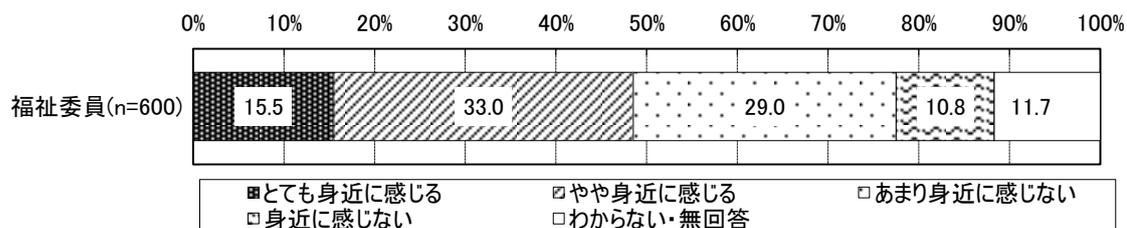


他にも、福祉委員調査における自由意見で、連携に関して以下の意見がありました。

- ・地域活動に参加される方が決まっている。参加されない方の情報が分からないため、市役所、社協、自治会等の連携が必要。
- ・自治会と福祉委員との連携が難しい。
- ・地域の福祉委員会をもっと活発化して活動を広げてゆくべき。市と地域の連携も大切。

⑤孤独・孤立に関すること

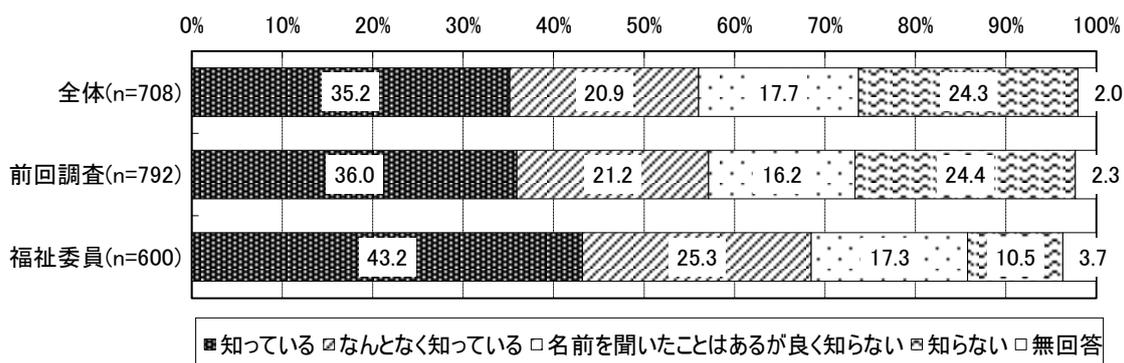
福祉委員調査において、孤立死についてみると、「やや身近に感じる」が33.0%、「あまり身近に感じない」が29.0%、「とても身近に感じる」が15.5%となっています。



⑥成年後見制度に関すること

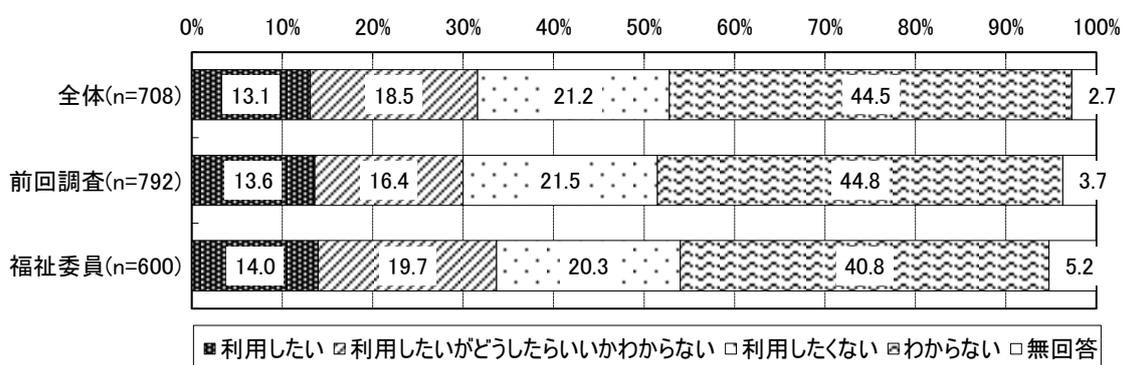
成年後見制度の認知状況についてみると、「知っている」と答える人が35.2%と最も多く、次いで「知らない」が24.3%、「なんとなく知っている」が20.9%、「名前を聞いたことはあるが良く知らない」が17.7%となっています。

また、福祉委員調査では、「知っている」が43.2%で最も多く、普段から福祉活動に携わる人の方が、認知度が高いことがわかります。



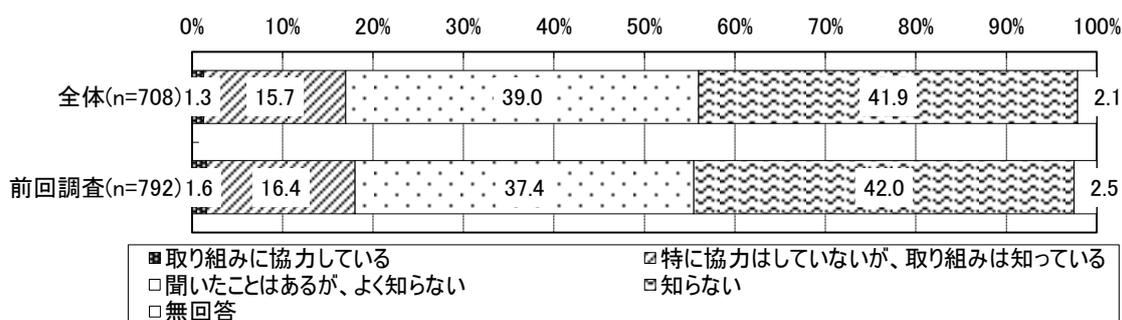
自分や家族が認知症などにより判断能力が低下してしまったときに、成年後見制度を利用しようと思うかについて、「わからない」が44.5%と最も多く、次いで「利用したくない」が21.2%、「利用したいがどうしたらいいかわからない」が18.5%、「利用したい」が13.1%となっています。

また、福祉委員調査では、「利用したい」と「利用したいがどうしたらいいかわからない」の合計が33.7%となっており、普段から福祉活動に携わる人の方が、抵抗感が低いことがわかります。

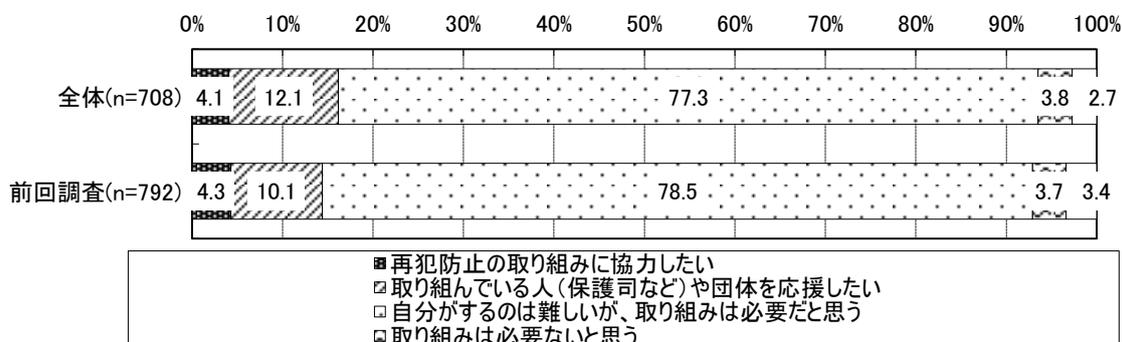


⑦再犯防止の取り組みに関すること

再犯防止の取り組みの認知状況についてみると、「知らない」が41.9%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が39.0%と取り組みについて知らない人が多く、「特に協力はしていないが、取り組みは知っている」が24.1%、「取り組みに協力している」が1.3%となっています。



再犯防止の取り組みについて、「自分がするのは難しいが、取り組みは必要だと思う」が77.3%を占めており、次いで「取り組んでいる人（保護司など）や団体を応援したい」が12.1%、「再犯防止の取り組みに協力したい」が4.1%、「取り組みは必要ないと思う」が3.8%となっています。



4. 計画の基本理念とめざす姿

(1) 基本理念

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりの努力、住民同士の支え合い、公的なサービス・支援が、それぞれの強みを活かしながら相互に連携・協力していく関係を築くことが求められます。

また、これまでの「福祉」の枠組みにとらわれることなく、まちづくり・文化・環境・経済・防犯・防災などの分野を超えて、誰もが活躍でき、相互に支え合える地域社会をつくっていくことが重要です。

これまでも進めてきた、地域のつながりや支え合う関係の構築を基本に、誰かが困っていても「ほっとかへん。」、自分が困っていても「ほっとかれへん。」河内長野市を目指して、「つながり・支え合いがひろがる河内長野 ～「ほっとかへん。」をめざしたまちづくり～」を基本理念として掲げ、取り組みを進めていきます。

(2) めざす姿

①孤立をつくらない地域社会

誰も取りこぼすことのないネットワークを構築するとともに、孤立する人を生まない地域社会をめざします

②つながり広がる地域社会

地域のつながる力を強化するとともに、多種多様なつながりが広がっていく地域社会を目指します。

③安心して暮らせる地域社会

地域ぐるみで連携した見守りのネットワークの充実を図るとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

5. 基本施策

(1) 孤立を生まないアプローチ

民生委員・児童委員や福祉委員など地域住民による見守り、声掛けなどの身近な支援から、福祉各分野の支援機関による専門的な支援までを重ね合わせることで、誰も取りこぼすことのないネットワークを構築します。さらに、地域社会から孤立している人を発見、寄り添うことで地域につなぎ戻し、孤立する人を生まない地域社会をめざします。

【参考指標】

- ・重層的支援体制整備事業による連携進捗率（支援機関に対するアンケート評価）
現状値（R7）79.1% 目標値（R12）：80.0%
- ・民生委員・児童委員充足率
現状値（R7）81.4% 目標値（R12）：85.0%
- ・心配事や愚痴を聞いてくれる人がいる市民の割合
現状値（R7）91.2% 目標値（R12）：95.0%
- ・成年後見制度の認知度
現状値（R7）72.3% 目標値（R12）：75.0%

孤立を生まないアプローチ	
<p>①相談支援の充実</p> <p>高齢、こども、障がい、生活困窮をはじめとした各種相談の充実を図るとともに、分野間の連携強化を進めることで、包括的な相談支援体制の構築を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コア会議などによる、各分野共通の相談支援に関する課題解決策の検討 	■
<p>②民生委員や福祉委員などによる身近な支援</p> <p>民生委員・児童委員や福祉委員など身近な支援者による見守りや訪問活動を支援し、地域で孤立してしまった人の発見や、孤立の防止を進めます。また、サロンの開催や各種イベントなどを通じて、普段からのつながりづくりを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童員協議会への支援、民生委員の定員充足 ・地区（校区）福祉委員会への支援 	
<p>③地域の支援者と専門職による連携</p> <p>民生委員・児童委員や福祉委員、保護司など地域の支援者と福祉の専門職の連携により、地域生活課題の早期発見・把握、早期対応を進められる体制づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携研修会やレビュー会議による顔の見える関係づくり、連携促進 	■

<p>④権利擁護の推進</p> <p>認知症や障がいにより判断能力が十分でない状態であっても、日常生活で不利益を被ることなく、自分らしい生活を送ることができるよう権利擁護の取り組みを推進します。【成年後見利用促進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見支援センターを中心としたワーキング会議での情報共有、課題検討 また、こども、高齢者、障がい者などへの虐待やDVなどの暴力を防止するため、相談・通報窓口の周知を進め、関係機関・団体と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。 ・要保護児童対策地域協議会などによる虐待の緊急性の判断や対応方針の決定 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">成</div>
<p>⑤専門職による伴走支援と社会参加支援</p> <p>必要な人に必要な情報やサービスが届くよう、自ら相談しない、できない人に対して、伴走支援を行います。また、その人を取り囲む環境の改善を目指し、家族や地域への支援も併せて行います。さらに、必要に応じて関係機関や地域の団体などにつなぐなど、支援対象者一人ひとりに対応した社会参加を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ等を通じた継続的支援 ・就労や地域活動へつなぐ参加支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">重</div>
<p>⑥分野を越えた連携ができる体制づくり</p> <p>誰もが安心して共生できる地域社会の実現に向け、福祉分野だけでなく、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、交通、都市計画など分野を超えた連携のもと、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」と「思い」が循環し、相互に支える、支えられる関係づくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HOT ネット相談員の配置による連携強化 ・HOT ネット運用による課題解決 ・重層的支援体制整備事業による福祉分野を超えた多分野での連携、地域づくりの促進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">重</div>

※各施策のアイコンについて

- 重層的支援体制整備事業実施計画にも位置付けられる取り組み
- 成年後見制度利用促進計画にも位置付けられる取り組み
- 再犯防止推進計画にも位置付けられる取り組み

(2) つながり続けるアプローチ

地域住民が主体となった支え合い活動を支援することで、地域でのつながりを強化します。また、こどもから高齢者まで多世代の地域住民に加え、地域で活動している多様な団体、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が出合い、多種多様なつながりが広がっていく地域社会を目指します。

【参考指標】

- ・ 地域生活課題の解決に向けた話し合いの場の年間開催回数
現状値 (R7) 26 回 目標値 (R12) : 26 回
- ・ 居場所に関わった人数
現状値 (R6) ●人 目標値 (R12) : ●人
- ・ 福祉活動に関する啓発の回数
現状値 (R6) ●回 目標値 (R12) : ●回
- ・ 市民の社会活動への参加率
現状値 (R7) 95.9% 目標値 (R12) : 96.0%

つながり続けるアプローチ	
<p>①つなげる機会づくり</p> <p>地域住民が主体となった多様な居場所づくり、ゆるやかな見守り活動、生活支援や移動支援などの支え合い活動を支援し、地域でのつながりを強化します。</p> <p>また、多様な地域活動やボランティア活動を支援し、より多くの人々が社会参加できるきっかけづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域パートナー（兼生活支援コーディネーター）の配置による地域活動支援 ・ ボランティア・市民活動センターによるコーディネート機能の充実 	重
<p>②多様な主体の連携促進</p> <p>地域活動を実践している各種団体や、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が連携し、地域生活課題の解決に向けた活動展開につながるよう、地域ごとに多様な主体が出合い、話し合える機会を創出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活課題の解決に向けた話し合いの場の開催 	重
<p>③つなげる人材の育成</p> <p>誰もが地域の課題に対する関心を持ち、さまざまな形で地域活動に携われるよう情報提供や学習の機会を提供します。また、福祉と人権の意識を身につけられるよう、部落問題やインターネット上の人権侵害を始めとしたあらゆる差別を許さない地域社会に向けた意識啓発や教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発と教育の実施 ・ 各種講座やボランティア体験、職場体験の推進 ・ 福祉学習プログラムの実施 	

(3) もしもに備えたアプローチ

災害などの緊急時にも取り残される人がいないよう、また、子どもや高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみで連携した見守りのネットワークの充実を図ります。日頃の見守り体制の強化と防犯・防災対策を充実することで、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

【参考指標】

- ・自主防災組織化率

現状値 (R6) 68.2% 目標値 (R12) : 100.0%

もしもに備えたアプローチ	
<p>①防災対策</p> <p>災害などの緊急時にも一人暮らしの高齢者や障がい者の安全が確保されるよう、日常的な見守り活動を推進します。また、一人で避難が難しい人に対して個別避難計画を策定し、いざという時の避難方法を確立します。さらに、引き続き自主防災組織や災害ボランティアの養成・支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時緊急時対策の充実 	
<p>②防犯対策</p> <p>防犯協議会をはじめとする地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、消費生活センターにおいて、消費者被害防止と相談支援体制の充実を図ります。また、警察と連携し、特殊詐欺の被害防止に取り組みます。さらに、保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、非行・犯罪、再犯防止と社会復帰を進めます。また、保健・福祉・医療などの各種サービスが必要な人に行き届くよう支援することで犯罪を防止するとともに、立ち直り、自立に向けた支援を進めます。【再犯防止推進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯活動や見守り活動の充実 ・消費者被害防止の啓発と相談体制の充実 ・特殊詐欺被害防止のための啓発や自動通話録音装置の無償貸与 ・再犯防止の推進 	再

6. 小学校区ごとの地域福祉活動目標

(1) 長野小学校区

■長野小学校区の概要、データ

人口 (R7.3)	14,062 人
世帯数 (R7.3)	7,003 世帯
高齢化率 (R7.3)	31.7%
交通条件・地理的条件	南海・近鉄河内長野駅、国道 310 号、大阪外環状線、国道 170 号、国道 371 号、中心商業地、住宅地
観光資源・特産品・施設等	高野街道（酒蔵通り）、つまようじ資料室、長野神社、西代神社と西代神楽、テクルート、地酒（天野酒）、つまようじ、大阪産料理「天空」、長野小学校、長野中学校、子ども・子育て総合センター、長野高等学校（府立）、錦溪幼稚園（私立）、清教学園幼稚園（私立）、長野こども学園（私立）、聖愛保育園（私立）、河内長野市役所、ノバティながの、奥河内さくら公園、市役所、ラブリーホール（文化会館）、キックス（市民交流センター、河内長野市立図書館 Supported byTONE）、武道館、ノバティホール、観光案内所「モックルステーション」「モックルテラス」、河内長野荘、職業安定所、河内長野警察、河内長野市資源選別作業所（公設ごみステーション）

■長野小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設が充実しており、生活の利便性が高い ・古いまち並みがあり、歴史的魅力ある資源が豊富 ・地酒（天野酒）の酒造がある ・観光ボランティアガイドがいる ・公共交通機関が充実している 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前商店街のにぎわいの向上が必要 ・地域資源のさらなる活用が求められている ・未利用地の有効活用が求められている ・地域のつながりづくりの充実が必要

長野小学校区の主な活動

居場所づくり	環境美化活動
見守り活動	ふれあい活動
高齢者支援活動	まちづくり

■長野小学校区の地域福祉活動目標

1 「つながり」を育み、安心して暮らせる地域へ

つながりを生み出すための工夫として、これまで関わりが薄かった人たちが一歩踏み出しやすいように、4つのポイントに取り組みます。

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
声掛け・誘い合い	・ ・ ・
情報発信の強化	・ ・ ・
きっかけづくり	・ ・ ・
身近さを活かす	・ ・ ・

2 「継続」を大切に、未来へつなぐ地域の創造に

一歩進んで関わる人を増やすための工夫として、4つのポイントに取り組みます。

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
無理のない参加	・ ・ ・
働きかけの工夫	・ ・ ・
得意を活かせる仕組みづくり	・ ・ ・
地域資源・組織の活用	・ ・ ・

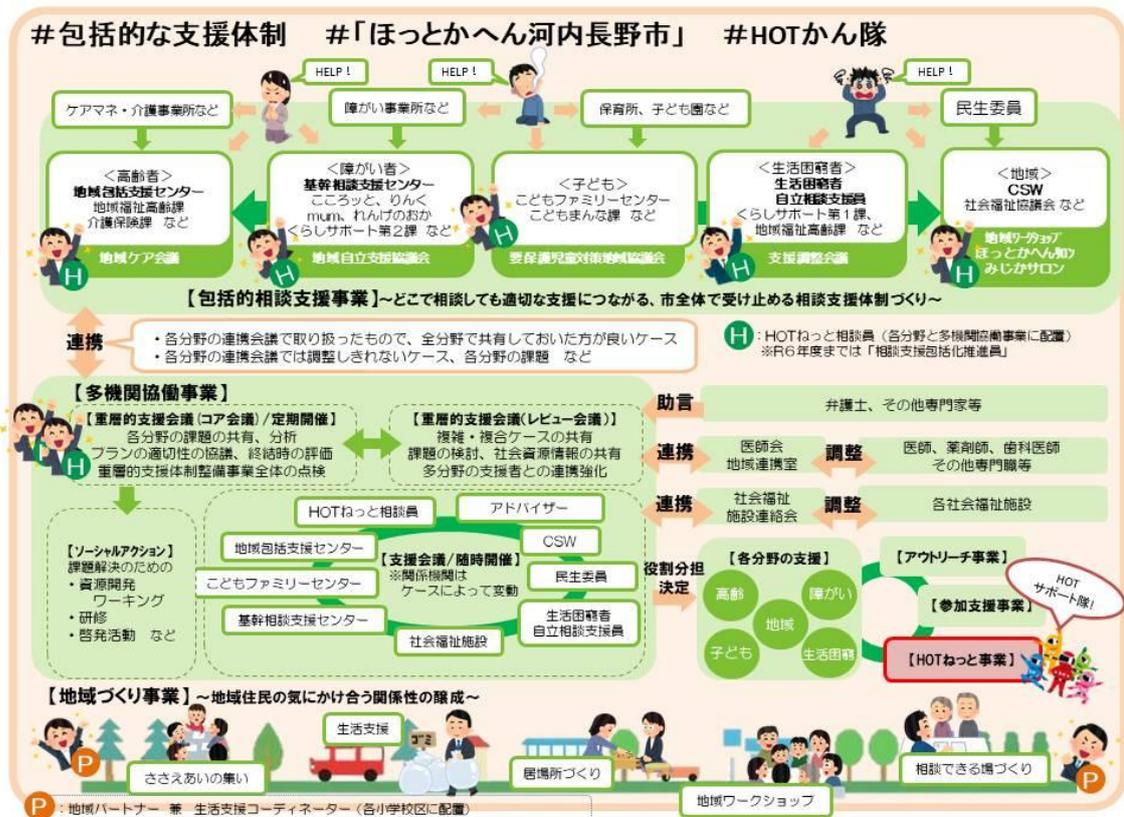
7. 重層的支援体制整備事業実施計画について

(1) 重層事業の概要

重層事業は、生活の中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された事業になります。こうした困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人々のための仕組みとしています。

本市では、包括的相談支援事業(断らない相談)、参加支援事業(社会とのつながりを支援)、地域づくり事業(地域住民の気にかける関係性の醸成)の3つの事業がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに作用することを目指します。また、そのつながりや相互作用を促す役割として多機関協働事業を位置づけ、市全体として包括的な支援体制の構築を進めていきます。

■重層事業における包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のイメージ



(2) 包括的相談支援事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。

■実施体制

①設置形態

既存の分野ごとの主体(相談窓口)を活かしつつ、連携強化を図ることで、市全体で受け止める相談支援体制を構築します。

②提供体制

<包括的相談支援事業>

※法第106条の4第2項第1号のイから二までに掲げる事業

分野	事業名	主体(委託の有無)
高齢者	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	委託： 東部地域包括支援センター 中部地域包括支援センター 西部地域包括支援センター
障がい者	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	委託： 基幹相談支援センター
子ども	利用者支援事業(基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型) (子ども・子育て支援法第59条第1号)	直営： こどもファミリーセンター
生活困窮者	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	直営： 地域福祉高齢課

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、対象者と信頼関係を構築しながら必要な支援につながります。

■実施体制

※法第106条の4第2項第4号に掲げる事業

事業名	実施体制
アウトリーチ等を	【所管課】地域福祉高齢課

通じた継続的支援事業	【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【配置人数】6人(CSWと兼務)
------------	---

(4) 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方に対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後の定着支援を行います。

■実施体制

※法第106条の4第2項第2号に掲げる事業

事業名	実施体制
参加支援事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【拠点】1 【配置人数】6人(CSW業務と兼務)

(5) 地域づくり事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等をおこないます。

■実施体制 ※法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる事業

事業名	実施体制
地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	【所管課】介護保険課 【実施主体】一部委託 【内容】 ・地域の集いの場に健康運動指導士等の専門職を派遣し、介護予防教室及び地域での介護予防活動の継続を支援するためのフォロー教室を実施。 ・地域での自主的な介護予防体操の集いを支援するボランティアを養成する講座や連絡会兼ステップアップ講座

	<p>を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65 歳以上の全市民を対象とした介護予防教室を開催。 ・週1回以上介護予防活動を行う地域の団体に対し、助成金を交付。 ・街かどデイハウスに補助金を交付。 ・65 歳以上の高齢者に訪問による生活支援サービスを提供する団体に対し、補助金を交付。
<p>生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)</p>	<p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託:河内長野市社会福祉協議会 【内容】 高齢者の生活支援体制の整備を進めるため、市全域(第1層)に1人、各小学校区(第2層)に 13 人の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の情報収集やマッチング、支え合い活動の支援や地域の関係機関との連携強化を実施。</p>
<p>地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)</p>	<p>【所管課】くらしサポート第2課 【実施主体】委託:社会福祉法人 つばさの会 【内容】 主に精神障がい者を対象とし、相談支援専門員を配置するとともに、精神障がい者相談支援事業並びに創作的活動・生産活動の機会を提供する等の基礎的事業を実施。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)</p>	<p>【所管課】こどもファミリーセンター 【実施主体】直営2か所、委託4か所(社会福祉法人 川上会、社会福祉法人 たこう福祉会、NPO 法人人権教育啓発センターKEF、大阪いずみ市民生活協同組合) 【内容】 専門スタッフによる寄り添いや相談の場の提供、子育て情報の発信、育児講座の開催、一時預かり事業、主任児童委員との見守り訪問等を実施。</p>
<p>生活困窮者支援等のための 地域づくり支援事業</p>	<p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託:河内長野市社会福祉協議会 【内容】 各小学校区に地域パートナーを13人配置し、地域住民による支え合いの活性化を図り、支援が必要な人と地域とのつながりを確保できる体制づくりを実施。</p>

(6) 多機関協働事業

各分野単独では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例について、相談支援包括化推進員を中心として、重層的支援会議や支援会議を開催し、課題の解きほぐしや支援の方向性の整理、役割分担、地域課題の抽出や検討等をおこないます。協議した支援内容について支援プランを作成し、評価を行います。

また、重層事業の方向性の確認や実績報告、連携強化のための取組みとして、全体会と連携研修会を実施します。

■実施体制

※法第106条の4第2項第5号6号に掲げる事業

事業名	実施体制
多機関協働事業	<p>【所管課】地域福祉高齢課</p> <p>【実施主体】直営＋一部委託：河内長野市社会福祉協議会</p> <p>【拠点】2</p> <p>【相談支援包括化推進員の配置人数】市職員5人、社会福祉協議会職員1人</p>

■関係機関連携について

全体会	<p>【内容】 重層事業について理解を深め、事業の方向性の確認と共通認識の形成を行うため、研修及び実績報告等を実施。</p> <p>【開催頻度】年1回程度</p> <p>【参加対象】 庁内部署の所属長及び実務者、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員会、後見支援センター、医師会連携室等</p>
連携研修会	<p>【内容】 庁内窓口部門の職員と支援機関との連携が円滑におこなえるよう、連携に関する研修やワーク等を実施。</p> <p>【開催頻度】年1回程度</p> <p>【参加対象】 庁内窓口部門、庁内支援部門、地域の支援機関等</p>

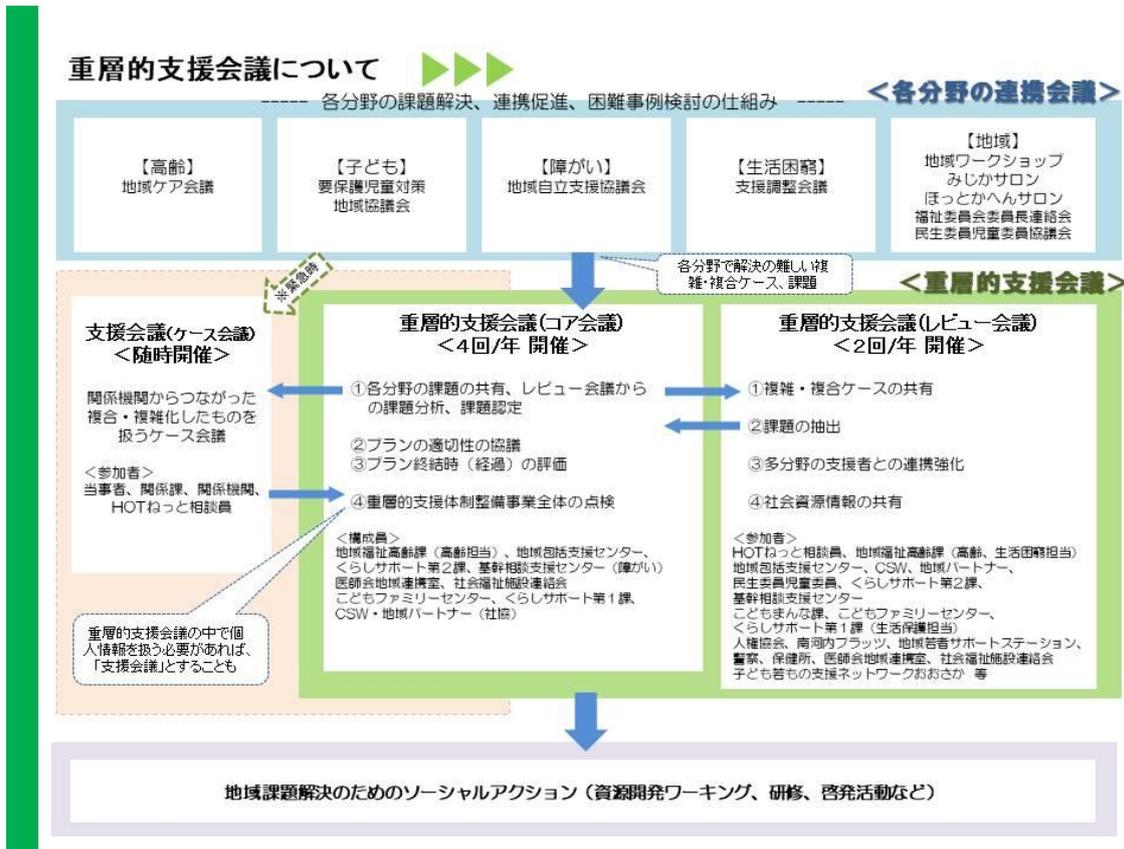
■ 重層的支援会議

複合多問題を抱えるケースについての協議やプランに関する協議、関係機関との情報共有、課題の検討等を行います。

<p>重層的支援会議 (コア会議)</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の課題の共有、分析、課題認定、対応検討等 ・多機関協働事業で取り扱うケースの協議 ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時(経過)の評価 ・重層事業全体の点検 <p>【頻度】</p> <p>年4回程度</p> <p>【構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉高齢課 ・くらしサポート第2課 ・こどもファミリーセンター ・くらしサポート第1課 ・医師会連携室 ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・子ども子育て総合センター ・社会福祉施設連絡会 ・社会福祉協議会(CSW・地域パートナー)
<p>重層的支援会議 (レビュー会議)</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業で取り扱ったケースの共有、課題の抽出 ・支援者同士の連携強化 ・社会資源情報の共有 <p>【頻度】</p> <p>年2回程度</p> <p>【参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉高齢課 ・くらしサポート第2課 ・こどもファミリーセンター ・くらしサポート第1課 ・社会福祉協議会(CSW・地域パートナー) ・民生委員児童委員協議会 ・地域若者サポートステーション ・子ども若もの支援ネットワークおおさか ・社会福祉施設連絡会 ・医師会地域連携室 ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・子ども子育て総合センター ・後見支援センター ・福祉委員 ・南河内プラッツ ・教育相談センター ・人権協会 ・保健所 ・警察 等

<p>支援会議 (ケース会議)</p>	<p>【内容】各関係機関からつながった複合化・複雑化したケースの検討。 【開催頻度】随時 【参加者】ケース検討に必要な機関</p>
-------------------------	---

■重層的支援会議イメージ

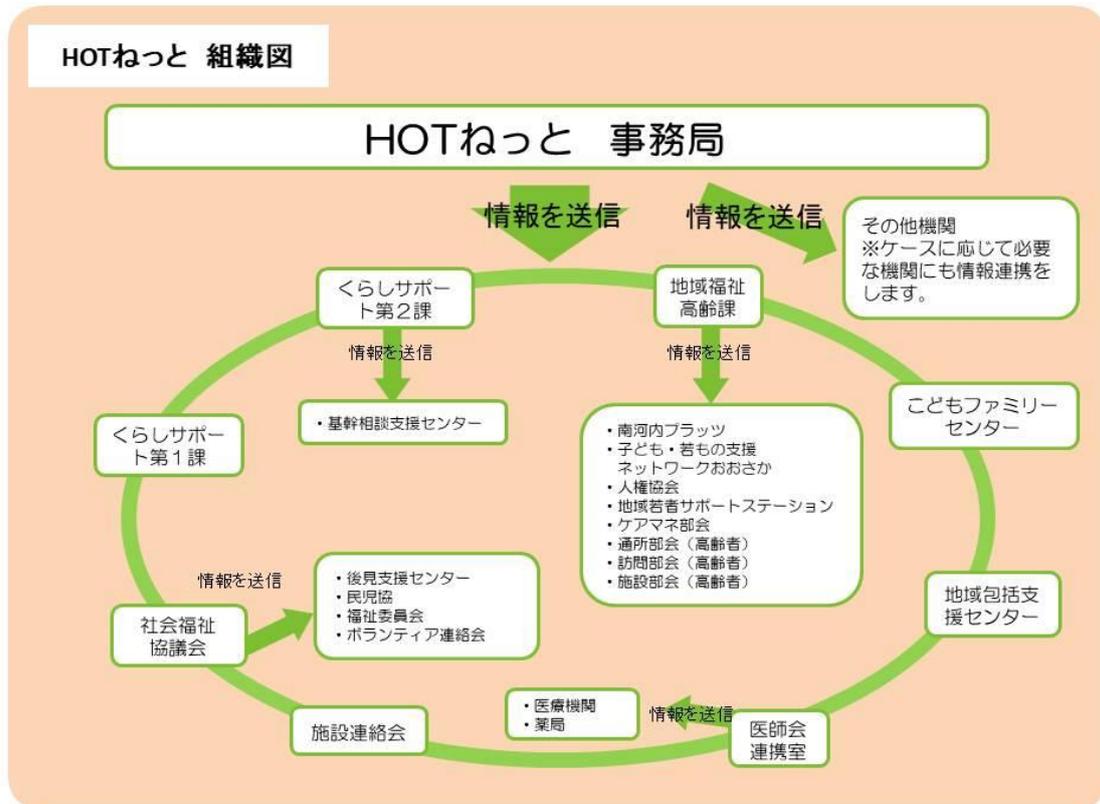


■HOTねっとについて

HOTねっととは、重層的支援会議(コア会議、レビュー会議)の中から出てきたたくさんの支援者の意見をもとに課題を抽出し、これまで支援者個人が必死に手を伸ばしてやってきた“業務外だけどやらないと仕方ないこと”を一個人でがんばるのではなく、いろんな立場の人達のネットワークを使って、できる人が、できるタイミングで、できることを、する仕組みです。

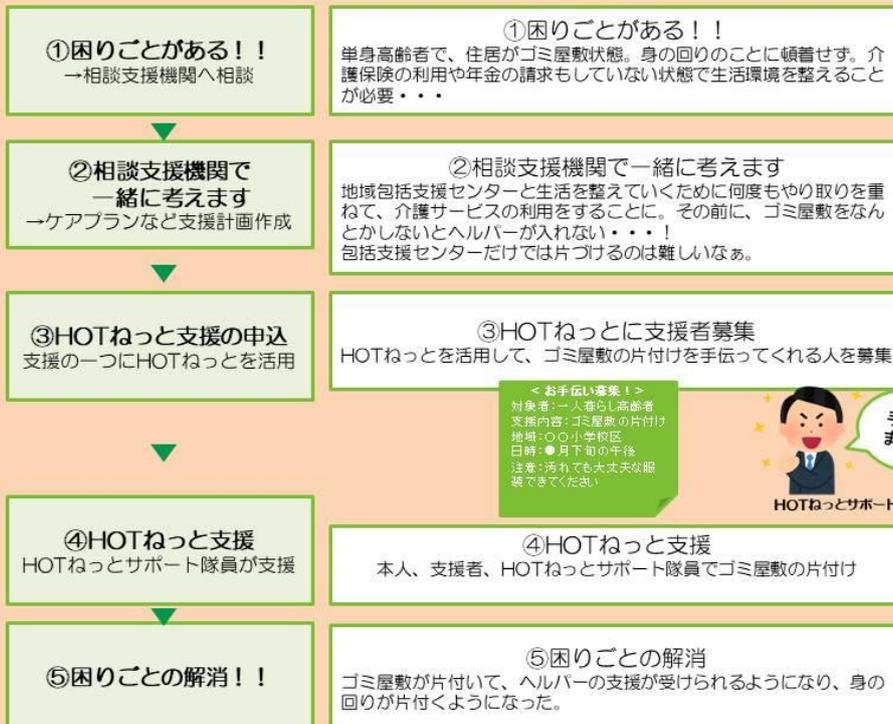
今後、この仕組みに参加する支援団体等を増やし、多様な支援者が互いに連携し合って、制度の狭間のニーズ等に安心して対応できる体制の充実を目指します。

HOTねっと 組織図



HOTねっとを使うまでの流れ

たとえばこんなケース



8. 成年後見制度利用促進計画について

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで判断することに不安がある方は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など)といった法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。そのため、不利益な契約であることが分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、このような判断能力が不十分な方々の権利を守り、安心して暮らせるように支援する仕組みです。国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、本市における成年後見制度の利用の促進に関する方針を本計画に定め、取り組んでいきます。

施策・事業	内 容
権利擁護の必要とする人の早期発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や関係団体等へ成年後見制度の内容や相談窓口について周知・啓発を行うため、パンフレットの配布や研修会の開催等を実施し、制度利用の促進につなげます。 ・ 自治会や民生委員・児童委員等の地域関係者、行政機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の相談支援機関、医療機関や金融機関等と、後見支援センター（中核機関）を中心としたチーム支援体制を構築し、制度利用を必要とする人の早期発見と支援を推進します。
成年後見制度に関する相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体との連携を強化し、相談支援機関が専門的な助言を受けられる体制整備・強化に努めます。 ・ 親族後見人・市民後見人等が安心して活動できるよう、後見支援センターによる日常的な相談支援や、必要に応じた専門職への橋渡しを行います。 ・ 日常生活自立支援事業の活用を含めた支援策の検討や、成年後見制度への円滑な移行を図るため、後見支援センターと日常生活自立支援事業との連携を推進します。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、行政、医療、専門職等の関係機関による地域連携ネットワークを構築し、「チーム支援」の推進や地域課題の共有・解決に向けた「協議会」を開催し、制度利用の促進を図ります。 ・ 本人や親族による後見申立てが困難または適切でない場合には、市長申立てを適切かつ迅速に行える体制整備に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者に係る申立て手続き費用や後見人等の報酬費用の負担軽減方策について検討します。
成年後見制度の担い手の育成・活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人を養成し、フォローアップ研修や交流会を開催するなど、継続的な活動支援に取り組みます。 ・市民後見人にふさわしいケースを判断するため、家庭裁判所との連携や受任調整会議を開催し、積極的な市民後見人の受任を推進します。 ・地域課題やニーズに対応するため、簡単な意思決定支援など、新たな分野での市民後見人の活躍の場を検討します。

9. 再犯防止推進計画について

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪や非行の繰り返しを食い止める再犯防止対策を推進する必要があります。

犯罪や非行をした人たちが、地域社会で孤立することなく生活を送ることができるよう、再犯防止と社会復帰を進めるための本市における方針を本計画に定め、取り組んでいきます。

施策・事業	内 容
更生保護活動や啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、非行・犯罪、再犯防止と社会復帰を進めます。 ・保護司が安全に活動できるよう、公共施設を面接場所として利用するための環境整備を行います。 ・犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進します。
人権啓発と教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と人権の意識を身につけられるよう、部落問題を始めとしたあらゆる差別を許さない地域社会に向けた意識啓発や教育を推進します。
保険医療・福祉的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉・医療などの各種サービスが必要な人に行き届くよう支援することで犯罪を防止するとともに、立ち直り、自立に向けた支援を進めます。
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢、こども、障がい、生活困窮をはじめとした各種相談の充実を図るとともに、分野間の連携強化を進めることで、包括的な相談支援体制の構築を進めます。

10. 計画の進行管理について

本計画を効果的に推進するため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。また、各年度における評価については、行政評価のほか外部（学識経験者や関係団体など）の視点を取り入れ、計画の実効性を確保します

